

平成29年 3 月 井手町

3 月 定 例 会 議 会 議 録

井 手 町 議 会

平成 2 9 年 3 月 井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（3 月 9 日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	1 6
一般質問	1 6
谷田利一議員	1 6
1 地域創生の取り組みについて	
2 震災対策について	
3 子育て支援について	
中坊 陽議員	2 3
1 J R 玉水駅橋上化と今後の町づくりについて	
2 常備消防の出動協力体制について	
岡田久雄議員	2 8
1 「災害廃棄物処理計画」策定の推進について	
2 ヘルプマークの推進について	
木村武壽議員	3 1
1 部落差別解消推進法とヘイトスピーチ対策法について	
村田忠文議員	3 4
1 新庁舎建設における財政支援の活用について	
谷田 操議員	3 7
1 就学援助の拡充について	
2 水道事業の今後について	
議案第 1 0 号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求め る件	4 8

議案第 1 1 号	井手町教育長選任につき同意を求める件	4 9
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求める件	5 0
議案第 3 号	井手町子育て支援医療費の助成に関する条例の一部 を改正する条例制定の件	5 0
議案第 8 号	井手町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例制定の件	5 5
議案第 1 2 号	平成 2 8 年度井手町一般会計補正予算（第 6 回）	5 6
議案第 1 3 号	平成 2 8 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算 （第 4 回）	5 9
議案第 1 4 号	平成 2 8 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計 補正予算（第 1 回）	6 0
議案第 1 5 号	平成 2 8 年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予 算（第 2 回）	6 1
議案第 1 6 号	平成 2 8 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）	6 1
議案第 1 7 号	平成 2 8 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予 算（第 2 回）	6 2
散会		6 3
署名議員		6 4

第 2 号（3 月 1 0 日）

応招・不応招議員	6 5
出席・欠席議員	6 5
出席事務局職員	6 5
出席説明員	6 5
議事日程	6 7
開会	6 8
会議録署名議員の指名	6 8
議案第 1 号 井手町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定の件	6 8
議案第 2 号 井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件	7 1

議案第 4 号	介護保険法に基づく包括的支援事業の実施に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	7 2
議案第 5 号	井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	7 3
議案第 9 号	井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定 の件	7 6
議案第 18 号	平成 29 年度井手町一般会計予算	7 7
議案第 19 号	平成 29 年度井手町国民健康保険特別会計予算	7 7
議案第 20 号	平成 29 年度井手町水道事業会計予算	7 7
議案第 21 号	平成 29 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計 予算	7 7
議案第 22 号	平成 29 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	7 7
議案第 23 号	平成 29 年度井手町介護保険特別会計予算	7 7
議案第 24 号	平成 29 年度井手町公共下水道事業特別会計予算	7 7
議案第 25 号	平成 29 年度井手町多賀財産区特別会計予算	7 7
請願第 1 号	拙速な水道料金値上げを行わないよう求める請願	8 0
散会		8 2
署名議員		8 3

第 3 号（3 月 27 日）

応招・不応招議員	8 5	
出席・欠席議員	8 5	
出席事務局職員	8 5	
出席説明員	8 5	
議事日程	8 7	
開会	8 8	
会議録署名議員の指名	8 8	
議案第 6 号	介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業 の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例 制定の件	8 8
議案第 7 号	介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービ スの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正 する条例制定の件	8 8

議案第 18 号	平成 29 年度井手町一般会計予算	9 1
議案第 19 号	平成 29 年度井手町国民健康保険特別会計予算	9 1
議案第 20 号	平成 29 年度井手町水道事業会計予算	9 1
議案第 21 号	平成 29 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計 予算	9 1
議案第 22 号	平成 29 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	9 1
議案第 23 号	平成 29 年度井手町介護保険特別会計予算	9 1
議案第 24 号	平成 29 年度井手町公共下水道事業特別会計予算	9 1
議案第 25 号	平成 29 年度井手町多賀財産区特別会計予算	9 1
議案第 26 号	井手町玉川の水質保全条例の一部を改正する条例制 定の件	9 8
発議第 1 号	京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設 置することを求める意見書	1 0 0
閉会中の継続調査の申し出について		1 0 2
閉会		1 0 2
署名議員		1 0 3

第 1 号（平成 2 9 年 3 月 9 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

平成 29 年 3 月井手町議会（定例会）会議録（第 1 号）

招集年月日

平成 29 年 3 月 9 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成 29 年 3 月 9 日午前 10 時 08 分 議長 丸山久志

閉会 平成 29 年 3 月 9 日午後 3 時 08 分 議長 丸山久志

応招議員

1 番	谷田	利一	2 番	西島	寛道
3 番	岡田	久雄	4 番	岩田	剛
5 番	古川	昭義	6 番	村田	忠文
7 番	丸山	久志	8 番	中坊	陽
9 番	谷田	操	10 番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1 番	谷田	利一	2 番	西島	寛道
3 番	岡田	久雄	4 番	岩田	剛
5 番	古川	昭義	6 番	村田	忠文
7 番	丸山	久志	8 番	中坊	陽
9 番	谷田	操	10 番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

5 番	古川	昭義	9 番	谷田	操
-----	----	----	-----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	奥 山 英 高	議 会 書 記	中 谷 誠
議 会 書 記	西 島 豊 広	議 会 書 記	平 間 克 則

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐 見 明 男	副 町 長	中 谷 浩 三
-----	---------	-------	---------

教 育 長	松 田 定
理事兼地域創生推進室長事務取扱	後 藤 崇 文
理事兼建設課長事務取扱	中 村 秀 一
企 画 財 政 課 長	花 木 秀 章
会計管理者・会計課長兼務	光 田 恵 理
高 齢 福 祉 課 長	寺 井 佳 孝
建 設 課 参 事	古 川 篤
上下水道課参事	森 田 肇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木 村 坂 次
学校給食センター所長	藤 崎 裕 司

理事兼総務課長事務取扱	脇 本 和 弘
理事兼保健医療課長事務取扱	小 川 淳 一
理事兼上下水道課長事務取扱	松 山 正 伸
税 務 課 長	乾 浩 朗
住 民 福 祉 課 長	中 坊 玲 子
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小 笠 原 温 美
産 業 環 境 課 長	菱 本 嘉 昭
同和・人権政策課長	野 田 昌 司
社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	高 江 裕 之

議 事 日 程

別紙のとおり

会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

会 議 の 経 過

別紙のとおり

平成 2 9 年 3 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 1 号〕

平成 2 9 年 3 月 9 日（木）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 10 号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件
- 第 6 議案第 11 号 井手町教育長選任につき同意を求める件
- 第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第 8 議案第 3 号 井手町子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 議案第 8 号 井手町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 10 議案第 12 号 平成 2 8 年度井手町一般会計補正予算（第 6 回）
- 第 11 議案第 13 号 平成 2 8 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）
- 第 12 議案第 14 号 平成 2 8 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 13 議案第 15 号 平成 2 8 年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 14 議案第 16 号 平成 2 8 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 15 議案第 17 号 平成 2 8 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）

議事の経過

議長（丸山久志） 皆さん、おはようございます。早朝よりご参集、ご苦労さまでございます。

平成２９年３月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員並びに理事者各位には、ご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日、汐見町長より３月定例町議会が招集されました。本定例会は、平成２９年度当初予算等が提案され、審議する、まことに重要な定例会でございます。各議案につきまして慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられますよう期待します。

いよいよ春を迎えるとはいえ、寒暖の差が激しい日が続いております。議員並びに理事者をはじめ関係各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は１０名であります。定足数に達しておりますので、平成２９年３月井手町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、５番、古川昭義議員、９番、谷田 操議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いいたします。

次に、日程第２、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から３月３０日までの２２日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から３月３０日までの２２日間に決定いたしました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件９件、同意案件２件、平成２８年度補正予算６件、平成２９年度当初予算８件、諮問案件１件、

一般質問は6名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、3月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

まず初めに、住民生活の安心・安全に大きくかかわる災害への備えについてであります。

昨年は巨大地震が各地で起こりました。まず、4月14日に熊本県と大分県で相次いで発生した巨大地震では、震度7を2回観測したほか、6強の地震が2回、6弱の地震が3回発生するなど、国内の内陸型地震では1995年以降で最多とされています。続いて、10月21日には鳥取県中部を震源とする大地震があり、鳥取県中部で最大震度6弱、鳥取県東部や岡山県で震度5強、その他、大阪や京都でも震度4を観測する大規模なものでありました。これらの巨大地震については、南海トラフ地震との関連として、現在でも海側プレートが沈み込んでいることがわかっており、着実に次の巨大地震が迫っていると指摘する研究者もいると聞いております。

本町といたしましても、災害発生時に備え、今後も計画的に備蓄物資の購入や耐震性防火水槽の設置をはじめ、避難所の見直しや避難経路を把握するための各地区ごとの防災マップの作成、より実践に即した防災訓練の実施など、さまざまな防災対策を可能な限り取り組んでまいらなければならないと考えております。

一方、地方にとっても明るい材料として、昨年の訪日外国人客数は前年に比べ21.3%増の2,403万9,000人と過去最高を更新し、当初の政府目標であった2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおける年2,000万人を超えました。

訪日外国人数は、訪日観光ビザの要件緩和や為替円安等を背景に、このところ順調に拡大しており、諸外国と比較いたしましても、訪日客の増加余地はなお大きく、東京オリンピック・パラリンピックを見据えた観光客誘致政策の強化などによって、今後も訪日観光需要を一段と拡大させていく取り組みが予定されております。

また同時に、オリンピック観光客が首都圏のみならず地方にも回遊するルートを整備しつつ、我が国全体の観光資源の魅力を高めることにより、息の長い観光需要の増大につなげていく契機として捉えることが求められております。

一方、予断できない出来事として、新年早々、米国ではトランプ新大統領が誕生しましたが、その影響は安倍内閣の経済政策の目玉として、日米など12カ国が一昨年合意した環太平洋戦略経済連携協定、いわゆるTPPは、肝心の米国の離脱がトランプ大統領の離脱宣言によって早くも暗礁に乗り上げました。このため、目標としていた農産品輸出額1兆円の実現に向けた米や畜産農家などへの保護策も打ち出した農業改革の推進については、見直しを迫られることになりそうであります。

一方で、政府はアベノミクスの第三の矢の成長戦略として、日本経済の未来を切り開く重要な鍵は、第4次産業革命と呼ばれる革新的技術の創出とその活用であるとし、今後の成長戦略として人工知能、ビッグデータなどの革新的技術を大いに活用することにより、新しいビジネスモデルや、これまでに想像もつかなかったような商品やサービスの誕生の促進を掲げていますが、やはり我が国にとって、しばらくトランプ大統領の動向からは目が離せない状況が続くと思われます。

次に、平成29年度の国の予算及び財政投融资計画についてであります。

経済再生と財政健全化の両立を実現する予算として示された一般会計予算の規模は9兆7,547億円、前年度比7,329億円、0.8%増で、基礎的財政収支対象経費は7兆3,262億円、前年度比8,165億円、1.1%増となっております。

一方、これらの財源を確保するため、平成29年度の国債発行見込み額は、平成20年度以来8年ぶりの低さとなった昨年度と同水準の約3兆4,000億円、平成29年度末公債残高は、平成28年度より約2兆円増えて、約8兆6,500億円程度となる見込みであります。

また、財政投融资計画の規模は１兆６千５百２億９千万円、前年度比３兆３千８億円の２２．５％増となっております。

次に、地方財政対策についてであります。

平成２９年度の地方財政対策は、平成２３年度地方財政対策以来、地方交付税総額の確保と臨時財政対策債の抑制に活用していた前年度からの繰越金がないため、近年にない大変厳しい状況にありました。

概算要求時点で見込まれた地方交付税の減と臨時財政対策債の増を可能な限り抑制するため、交付税特別会計剰余金や地方公共団体金融機構の準備金の活用、交付税特別会計借入金の償還方法の見直しなど、可能な手段をできる限り活用されたことで、地方交付税を１兆６千３百億円程度確保しつつ、臨時財政対策債の発行額を０．３兆円の増にとどめることができました。これらの結果、地方の一般財源総額は、一億総活躍社会の実現や地方創生、防災・減災対策などの重要課題に取り組みつつ、地方自治体が安定的な財政運営を行えるよう、子ども・子育てなどの社会保障の充実分の確保を含め、平成２８年度を０．４兆円上回る６兆１千０百億円程度確保することができました。

次に、平成２９年度の税制改正についてであります。

平成２９年度税制改正大綱には、個人所得税改革やエコカー減税の見直しなど、経済社会の構造変化を踏まえた改革とともに、地方からのデフレ脱却・経済再生に税制から貢献する改正が盛り込まれました。

また、償却資産に係る固定資産税につきましても、中小企業の生産性向上のためということで、一定拡充はされたものの、特例は平成３０年度をもって終了すると大綱に明記されたほか、地方消費税の配分割合の数値の見直し等、地方への影響は最小限にとどまることとなりました。

このようなことから、地方から見れば、平成２９年度の地方財政対策や税制改正は一定評価できる内容であったと考えております。

しかしながら、今年の１月、国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標であります２０２０年度までの黒字化は、達成が難しいだけでなく、このまま推移すれば２０２０年度で８兆円から９兆円の赤字が見込まれると発表されました。しかも、政府はこれからも財政健全化目標は堅持すると言われておりますので、今後、地方交付税の削減等により、財政構造の悪い小規模市町村に大きな影響が出てくるのではと心配をしております。

次に、平成２９年度の京都府の予算であります。

法人二税や地方消費税の大幅な減収により、平成２８年度府税収入は当初の見込みよりも約２００億円の減収が見込まれ、しかも、平成２９年度も厳しい状況にあることから、警戒モードで予算編成を行ったとして、一般会計の予算の総額は９，１５３億７，０００万円、前年度比４，８５７万５，０００円、５％減となっております。しかし、厳しい財政状況のもとではありましたが、私ども京都府町村会の重点要望であります未来づくり交付金は前年度同額の２２億円を、府民公募型整備事業につきましても前年度より５億円多い３５億円を計上していただくなど、市町村に配慮した予算となっております。

次に、平成２９年度の町政運営に当たっての基本姿勢並びに予算編成に当たっての基本方針であります。

私の基本姿勢といたしましては、住民各位のご賛同を得て栄えある町長に就任以来、まちづくりの主人公は住民との認識のもと、各種団体をはじめ住民との対話を重ね、住民と一体となって歩んでまいりました。今後も引き続き、この基本姿勢を堅持しつつ町政を推進してまいりたいと考えております。

本町の財政は、町税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国・府の対応によりまして大きな影響を受けるという構造になっております。したがって、財政構造を転換しない限り、今後も厳しい財政状況が続くものと思っております。

しかしながら、いかなる財政状況下におきましても、行政の果たすべき役割はますます重大なものとなっており、以前から実施してまいりました道路・下排水路などの生活基盤の整備・拡充や、地域福祉をはじめとする福祉の充実、住民の健康増進、教育の充実、環境保全や防災対策の強化、商業や観光振興、差別解消に向けた人権啓発など、断続的な取り組みをさらに積極的に推進していく必要があります。特に、財政が厳しくなればなるほど後退が余儀なくされる教育や福祉などについては、今後も後退させることなく、充実してまいりたいと考えております。

また、本町の最も大きな課題は、人口の減少をいかにして食い止めるかです。そのためには、利便性の向上を図るためのＪＲ奈良線の複線化や雇用の創出、税収の確保のための企業誘致、とりわけ白坂地区の開発、そして、住宅地をはじめとする開発適地拡大のための宇治木津線道路の整備の三

つの事業が最も重要であると考えております。これからの数年間は、この三つの事業が確かなものにできるかどうか、大変重要な時期になるものと思っております。平成29年度も、これらの事業が実現に向けて着実に前進できるよう、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

さらに、有職者などの意見をお聞きしながら策定いたしました井手町地域創生計画の目標値の達成に向けて、努力をしてまいらなければなりません。今回の補正予算でも地方創生交付金を見込んだ事業を計上しておりますが、平成29年度は計画の中間年度を迎え、井手町地域創生計画の本格的な事業実施の年であることから、「結婚・出産・子育て環境づくり」「地域経済を活性化させる仕組みづくり」「行ってみたい、住んでみたい、住み続けたいまちづくり」「持続可能である活力ある地域づくり」の四つの基本目標の達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

また、防災拠点としての機能の充実と住民サービスのさらなる向上を図るため、庁舎建設に向けた基本構想・基本計画の策定をはじめ、ＪＲ奈良線高速化・複線化第二期事業の関連事業でありますＪＲ玉水駅の駅舎橋上化を含む周辺整備、さらには平成32年4月に開校予定であります京都府立特別支援学校へのアクセス道路となる町道整備などについても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

今回の予算編成におきましては、こうした点を十分念頭に置くとともに、その他の各分野につきましても、行政の継続性を確保しつつ、住民生活に支障が生じないよう所要の経費を計上させていただいております。なお、29年度においては、歳入の柱であります町税につきましては、新たな企業の進出により一定の増収を見込んでいる一方で、大型事業の本格的な実施により多額の財源不足が生じる見込みでありますので、このような事態に備え、これまで積み立ててきた各種基金を有効に活用しながら、行政水準や住民サービスが後退することのないよう編成を行っております。

一方、歳出におきましても、例年のとおり既定経費のさらなる合理化と財源の重点的・効率的な配分をはじめ、経常的な一般行政経費につきましては、極力その抑制を図り、その節減に努めてきたところであります。

その結果、平成29年度一般会計予算の総額は45億1,900万円で、前年度と比較いたしまして3億800万円、率にして7.3%増となっております。今回の予算は、ＪＲ奈良線の高速化・複線化第二期事業や、その関

連事業でありますＪＲ玉水駅周辺整備、また京都府立特別支援学校へのアクセス道路となる町道整備などにより、過去最大であった平成１１年度の４６億１，９００万円に次ぐ過去２番目の予算規模となっております。しかしながら、義務的経費であります人件費や公債費は、当時と比べて約８億円減少していることから、実質的には過去最大の予算規模となるとともに、当時と比べて、より住民サービスや都市基盤整備に重点を置いた予算編成となっております。

また、特別会計予算と合計しますと総額は７４億８，００９万４，０００円で、前年度と比較いたしまして３億７，２００万２，０００円、率にして５．２％増となっております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第１号、井手町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定の件ほか、２５件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第１号から議案第９号までの９件は、条例の一部改正であります。

議案第１号は、番号法改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第２号は、新たな下水道の利用に伴い、市街化区域内の課税対象地番を改めるための条例の一部改正であります。

議案第３号は、子育て対策として実施してまいりました中学校卒業までの医療費助成を、満１８歳に達した日以降の最初の３月３１日まで完全無料化するための条例の一部改正であります。

議案第４号から議案第７号までの４件は、介護保険法施行令及び厚生労働省令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第８号は、京都府立特別支援学校を給水区域に追加するための条例の一部改正であります。

議案第９号は、井手町上下水道経営等審議会の答申を受けて水道料金を改正するための条例の一部改正であります。

議案第１０号は、任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第１１号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による新教育委員会制度への移行に伴う教育長の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第１２号は、平成２８年度一般会計の補正でありまして、補正総額は

6, 844万4, 000円の増で、補正後の一般会計予算は46億3, 905万2, 000円であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係であります。基金運用益を各基金への積み立てに2, 104万5, 000円、まちづくりに役立ててほしいとのことでご寄附をいただきましたので、その趣旨に沿いまして基金積み立てに4万2, 000円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係であります。中学校卒業までの医療費助成を満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで完全無料化するための子育て支援医療の準備経費に58万2, 000円、各種事業の精算等による返還金に325万9, 000円それぞれ計上いたしております。

次に農林関係であります。青年就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための新規就農者確保対策事業に150万円計上いたしております。

次に商工関係であります。地方創生拠点整備交付金を活用し、ロードバイク利用者の大正池グリーンパークの利用増加に向けた野外活動センター施設整備に1, 900万円計上いたしております。

次に土木費であります。町営住宅の長寿命化を図るための町営住宅長寿命化改修に3, 240万円計上いたしております。

次に消防関係であります。京田辺市に事務委託いたしております常備消防委託に434万7, 000円計上いたしております。

次に災害復旧関係であります。昨年9月20日の豪雨による町道の災害復旧事業に501万9, 000円計上いたしております。

以上が一般会計の補正の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金2, 736万7, 000円、財産収入2, 201万7, 000円、寄附金4万2, 000円、繰越金271万8, 000円、町債1, 630万円を計上いたしております。

議案第13号から議案第17号までの5件は、いずれも平成28年度特別会計の補正でありまして、財政見通しや各種事業の確定などにより、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第18号は平成29年度一般会計予算であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず議会関係であります。地方議会議員年金制度の廃止に伴う共済会負

担金に９５２万８，０００円計上いたしております。

次に総務関係であります。防災の拠点となる新たな庁舎建設に向け基本構想などに８６７万３，０００円、温室効果ガス削減を図るためのＬＥＤ照明整備に２５０万円、平成３２年度までの５カ年間で計画いたしております街灯のＬＥＤ整備に５２０万円、泉ヶ丘中学校の国際交流・海外派遣事業のさらなる充実をはじめ、これからの国際化を見据え、国際感覚にすぐれた職員を育てるため、自治体国際化協会職員派遣費用に５０７万５，０００円、地域防犯の抑止力や安心・安全のまちづくりを図るため、防犯カメラの設置や公用車へのドライブレコーダー設置に２０７万円、町勢要覧の作成に４５０万円、公共下水道事業や国民健康保険事業、介護保険事業など他会計への繰り出しに５億４８２万３，０００円それぞれ計上いたしますとともに、平成２８年度に空き家を活用し整備を行った京都産業大学井手応援隊の活動拠点で、交流人口拡大や移住定住の促進につながる取り組みを実施する井手応援隊活動拠点運営事業に２５０万円、交通安全灯やカーブミラー等の交通安全施設整備に１７９万５，０００円、街灯の維持費や各区及び商工会において設置された街灯並びに公安灯の電気料補助に１９２万２，０００円、ＪＲ奈良線高速化・複線化第二期事業の補助に６，６４０万２，０００円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係であります。障害者福祉対策や地域福祉対策では、バリアフリー検討委員会の意見を反映したバリアフリー整備に１２９万９，０００円、社会福祉協議会をはじめ関係団体への助成に１，９４８万６，０００円、障害者自立支援事業に２億１，９０６万６，０００円、地域生活支援事業、身障児者補装具購入補助、障害者施設通所交通費助成などに１，５９８万７，０００円それぞれ計上いたしますとともに、障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、外出困難な障害者に対してタクシー料金を助成する福祉タクシー事業に２３２万２，０００円それぞれ計上いたしております。

高齢者対策では、デイサービス事業や介護保険以外の事業を委託しております社会福祉法人弥勒会への委託費に１，０８０万９，０００円、社会福祉協議会に管理していただいております玉泉苑、賀泉苑の管理委託に７００万円、老人クラブ活動助成、敬老事業に９５６万５，０００円、後期高齢者医療負担金に９，９００万円それぞれ計上いたしますとともに、町立デイサー

ビスセンターの改修に6, 200万円計上いたしております。

医療対策では、老人医療に1, 437万円、身障・ひとり親家庭の福祉医療に3, 265万円それぞれ計上いたしますとともに、中学校卒業までの医療費助成を満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで完全無料化するための子育て世帯等への医療費助成に2, 351万8, 000円計上いたしております。

児童福祉対策では、児童手当等に1億949万4, 000円、保育園運営費に2億1, 332万6, 000円、子育て支援センター運営費に651万1, 000円、一時預かり事業に585万5, 000円それぞれ計上いたしますとともに、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援するための子育て支援チャイルドシート等購入費補助に37万5, 000円、病気中の児童を一時的に預かることで保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育事業に20万円、保護者が疾病等の理由により児童を養育することが困難になった場合に、児童福祉施設において一時的に養育する子育て短期支援事業に7万8, 000円それぞれ計上いたしております。

次に衛生関係であります。65歳以上の方の肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を含めた予防接種事業に2, 286万1, 000円、55歳以上の方を対象にした前立腺がんの無料検診やその他のがん検診についても、受診率向上を図るために全て無料で受診できるよう、健康増進事業に1, 467万9, 000円それぞれ計上いたしますとともに、乳幼児健診や育児相談などに297万2, 000円、妊婦健康診査に498万9, 000円、養育医療費に75万4, 000円それぞれ計上いたしております。

また、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及促進を図るため、薪ストーブ等の設置補助に45万円、エネルギーの安定確保と自立型エネルギーの普及を図るため、住宅用太陽光発電システム等の設置補助に400万円それぞれ計上いたしております。

さらに、ごみの収集運搬委託に4, 800万円、家庭生ごみ自家処理容器等購入補助や再生資源集団回収事業補助に142万2, 000円それぞれ計上いたしております。

次に農林関係であります。有害鳥獣駆除に535万円、豊かな緑と清流を守る協議会補助に30万円それぞれ計上いたしますとともに、ため池決壊時における二次災害防止を図るための農村地域安心安全マップ作成に270

万円計上いたしております。

次に商工関係であります。商工業の振興を図るため、商工会への振興事業補助に750万円、融資を受けられた商工業者への保証料補給に250万円、中小企業者の負担を軽減し、経営の安定を図るための中小企業融資利子補給に100万円それぞれ計上いたしますとともに、地域の消費喚起と生活支援を図るため、商工会が実施されるプレミアム付き商品券の発行補助に1,230万円、町内の商店街の活性化を図るために商工会が実施されている井手町百縁商店街事業の補助に25万円、商工会青年部が実施されている婚活支援事業の補助に15万円それぞれ計上いたしますとともに、町内での企業の立地を促進し、地域経済の活性化と雇用創出を図るため、条例に基づき企業立地促進助成に1,755万円計上いたしております。

また、地域資源のブランド化等を図り、地域の稼ぐ力を創出することを目的とする「お茶の京都DMO」の負担金に170万円、お茶の京都ターゲットイヤーとして本年に開催する「お茶の京都博」の負担金に355万円それぞれ計上いたしております。

次に土木関係であります。道路事業では、通学・通園路である道路幅員が狭小な交差点部の改良を図るため、町道16号線道路改良に2,000万円、傷んだ道路の舗装を改良し安全通行を確保するための町道15-1号線他道路舗装に1,450万円、自然と歴史的景観を生かして、山背古道を訪れた人々にいにしえの風情を感じていただけるよう、歴史と自然が薫る道づくり事業に1,000万円それぞれ計上いたしますとともに、平成32年4月開校予定の京都府立特別支援学校へのアクセス道路となる町道整備に4億7,000万円計上いたしております。

河川事業では、年次計画に基づき実施いたしております下排水路改修に821万円計上いたしております。

都市計画事業では、京都府が実施する都市計画事業の整備に係る負担金に405万円、JR奈良線高速化・複線化関連事業でありますJR玉水駅橋上化に向けたJR玉水駅周辺整備に3億円それぞれ計上いたしております。

住宅管理では、町営住宅の長寿命化を図るための町営住宅長寿命化改修に5,060万円計上いたしております。

次に消防関係であります。京田辺市に事務委託しております常備消防委託に1億9,618万9,000円、井手分署の改修に630万円、円滑な

消防活動を行えるよう消防団資機材購入に２００万円、防災マップ作成業務に９００万円それぞれ計上いたしますとともに、大規模地震により消火栓が使用できない状況を想定し、さらなる防災・減災のため、耐震性の防火水槽設置等に１，７００万円計上いたしております。

次に教育関係であります。小学５年生全員が算数検定を受けることにより学習意欲と学力の向上を目指す数検チャレンジ推進事業に１８万円、オーストラリアの姉妹校へ生徒を派遣するための費用に４０８万円それぞれ計上いたしますとともに、泉ヶ丘中学校生徒のさらなる英語力向上に向け、これまでの英検４級受検費用に加え、年度に１回、英検３級以上の受検費用を全額補助する英検チャレンジ推進事業に３万７千８００円計上いたしております。

社会教育では、子育て支援事業としての放課後児童クラブに１，１３１万円、住民の学習発表や交流の場として年々充実が図られている文化祭に３万６千８百３，０００円それぞれ計上いたしますとともに、美しいまちづくり推進協議会をはじめ各種団体助成に２万３千３百７，０００円計上いたしております。

また、石橋瓦窯跡の保存活用のための史跡整備に４万７千８百６，０００円計上いたしますとともに、多くの住民にご利用いただいております図書館運営費に３万６千５百５万４，０００円計上いたしております。

保健体育では、住民の体位の向上と健康増進のための地域スポーツ活動に２万５千８，０００円、体育協会をはじめ各種団体助成に３万６千０００円それぞれ計上いたしますとともに、食物アレルギーのある児童生徒に対して、原因となる食品を除いた代替食を提供するための給食センター施設整備に２，１００万円計上いたしております。

以上が一般会計歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金や町債等の特定財源１億７千４百１万３，０００円、町税や地方交付税等の一般財源２億４千４百２万８千７，０００円を計上いたしております。

議案第１９号から議案第２５号までの７件は、いずれも平成２９年度の特別会計でありまして、説明は省略させていただきますが、今回の特別会計予算全体の総額は２億９千６百１万９千４，０００円で、前年度と比較いたしますと６，４００万２，０００円、率にして２．２％増となります。

諮問第１号は、人権擁護委員法の規定に基づき意見を求めようとするもの

であります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（丸山久志） 日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から１月分、２月分の例月出納検査結果報告、上下水道課より上水道水質検査結果書を受領しましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第４、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は６名であります。発言の順番は受付順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ２０分以内とします。

順次質問を許します。

谷田利一議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田利一議員。

１番（谷田利一） １番、谷田利一。私の方からは、通告いたしております大きく３点についてご質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

大きく１点目、地域創生の取り組みについてでございます。

本町では、平成２７年１０月に井手町地域創生計画が策定され、平成２８年４月には地域創生推進室が創設されております。平成２８年度は本町の地域創生に向けた取り組みが本格的に進み始めた年であり、地方創生加速化交付金により事業が進められていると思います。

国も２８年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための地方創生推進交付金を創設、また、未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備の取り組みを推進するための交付金、地方創生拠点整備交付金といった地方創生関係の交付金が充実

しています。

そこで、次のことをお伺いいたします。

一つ目、本町における地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金の申請はされているのでしょうか。申請状況をお伺いいたします。

二つ目、交付金の取り組みの内容はどのような事業なのでしょうか。

三つ目、交付金を申請されていたら、採択結果はどのようなのでしょうか。

四つ目、来年度は本町の地域創生に向け、どのような点に取り組んでいくのかをお伺いいたします。

大きく2点目について、震災対策についてです。

平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災から、去年は鳥取、熊本地震などの多くの地震が発生し、被害が甚大となっています。また、いつ発生してもおかしくないとされている東南海・南海地震が起きれば、甚大な被害が発生する可能性があります。井手町においても、被害があった場合に備えなければなりません。

井手町では災害対策基本法に基づき、平成22年に井手町の地域に係る総合的な防災計画を策定し、町の地域及び住民の生命、身体、財産を災害から守ることを目的に井手町地域防災計画が策定されました。本町では、この間、防災対策で、ハード・ソフト両面で整備にご努力されていますが、住民に防災計画に書かれている整備状況を知らしめる必要があると考えます。

そこで、この計画の震災対策編総則の第4章第2節の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画策定から約6年経過していますが、各項目の進捗状況と今後の整備計画を伺います。

大きく3点目に、子育て支援についてお伺いいたします。

出産後の母親が育児への不安や重圧などによって精神的に不安定になる産後鬱は、新生児への虐待を招くおそれがあります。こうした事態を防ぐには、産後2週間や1カ月などの時期に産婦健診を行い、母体の回復や授乳の状況、精神状態を把握して、適切な対応を行うことが重要とされています。

産後ケアは、助産師ら専門家による母体・乳児のケアや育児相談・指導などが受けられるサービス、施設への宿泊や日帰り利用、自宅訪問型などの形態があります。28年度は全国1,741市町のうち180ほどの自治体の実施されています。

厚生労働省は29年度から新たな助成事業、産後ケア事業が29年では2

40自治体へと広げるため予算化されました。この事業を行う市町が対象で、健診1回当たり5,000円を上限に2回分まで助成する事業です。

母子の健康と子どもの健やかな成長を目指し、今日までいち早く本町が進めてきた妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援について、産後ケア助成事業への本町の取り組みについて伺います。

以上、よろしくお願いします。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 後藤地域創生推進室長。

理事（後藤崇文） 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

1点目の地方創生の取り組みについてであります。一つ目の本町における地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の申請状況につきましては、地方創生推進交付金また地方創生拠点整備交付金のいずれも三つの事業を申請しております。

まず、地方創生推進交付金において申請した事業につきましては、一つ目に、町内の耕作放棄地を活用した薬草の栽培を行う健康長寿のまちづくり事業、二つ目に、京都府と連携した観光事業で、本町、木津川市、城陽市とともに取り組む山背古道観光事業、三つ目に、京都府と連携し、高齢者や障害のある方の社会参加を促進する共生社会推進事業であります。

次に、地方創生拠点整備交付金において申請した事業につきましては、一つ目に、大正池グリーンパークにおけるウッドデッキや空調設備等の改修事業、二つ目に、山吹ふれあいセンターにおける施設内の改修事業、三つ目に、京都府南部のお茶の京都構想のエリアにおいて、観光拠点を自転車により広域周遊できるルートの整備事業であります。

二つ目の交付金の取り組み内容につきましては、まず、地方創生推進交付金関係事業であります。薬草栽培を行う健康長寿のまちづくり事業は、町内の耕作放棄地を活用し、町内の農業者によりヨモギ等の栽培を行っているところであります。そのほかにも、薬膳の効能を学ぶ講座や薬膳料理教室の開催、また、町内飲食店等での薬膳メニュー開発に取り組んでおります。

次に、山背古道観光事業では、今年度は木津川市、城陽市とともに、ウォーキングで活用できる観光アプリを開発しており、ことしの春や秋に実施するウォーキングでは、このアプリを活用したイベントを実施予定であります。

最後に、京都府と連携した共生社会推進事業では、外出困難な障害者の福祉タクシー事業、社会福祉法人弥勒会に実施いただいている高齢者生きがい通所事業等の福祉関連事業、また井手町体育協会等の町内団体への補助金について、国の財政支援を受けるものであります。

次に、地方創生拠点整備交付金関係事業であります。まず、大正池グリーンパークの改修についてであります。平成29年度に公開予定である、井手町を舞台とした映画「神様の轍」では、ロードバイクをテーマとしており、ロードバイク利用者の大正池グリーンパークの利用増加に向け、ロードバイク等のメンテナンスができるスペースを確保したウッドデッキの改修、また、夏季だけではなく、冬季の利用者の増加に向けた空調設備の改修を行うものであります。

次に、山吹ふれあいセンターの改修についてですが、施設内の改修を行い、文化活動等での施設の利活用を促進するものであります。

最後に、お茶の京都ルート整備事業についてですが、お茶の京都構想エリア内の茶園風景をはじめとする日本遺産などの観光拠点を自転車により広域周遊できるルートを整備し、観光消費額の増大を図るものであります。

三つ目の交付金の採択結果につきましては、地方創生推進交付金については全て申請額どおり採択されております。また、地方創生拠点整備交付金につきましては、大正池グリーンパークの改修については申請額どおり採択を受けているところでありますが、山吹ふれあいセンターの改修及びお茶の京都ルート整備事業については不採択とされたところであります。

四つ目の、本町の地域創生に向け来年度はどのような点に取り組んでいくのかにつきましては、地域創生推進室において、空き家や空き店舗、空き地等の遊休資産の活用、また、ターゲットイヤーを迎えるお茶の京都による交流人口の拡大に取り組んでまいります。

まず、遊休資産の活用については、空き家だけではなく、空き地や耕作放棄地等の遊休土地について一体的に調査・把握し、空き家と同様に、土地の所有者と利用希望者とのマッチング等を行う空き地バンクを開設することで、町内の遊休資産の利活用を進めてまいります。

次に、お茶の京都については、ことし春に町内で開催するお茶の京都映画祭において、井手町映画の先行公開を行い、その後、京都府内の映画館等で公開予定であります。また、ことし秋には町内の映画ロケ地をロードバイク

等でめぐるロケ地ライドイベントを開催予定であり、映画製作をきっかけとした交流人口の拡大に努めてまいります。

その他、井手町地域創生推進計画に掲げられました各基本目標の達成に向けた主な事業につきましては、まず、基本目標１「結婚・出産・子育て環境づくり」については、満１８歳に達した日以降の最初の３月３１日までの医療費助成完全無料化の実施、次に、基本目標２「地域経済を活性化させる仕組みづくり」については、町内での企業の立地を促進し、地域経済の活性化と雇用創出を図るための条例に基づいた企業立地促進助成の実施、そして、基本目標３「行ってみたい、住んでみたい、住み続けたいまちづくり」については、町内の空き家を改修し整備を行った京都産業大学井手応援隊の活動拠点運営による空き家の活用事例の創出や、空き家バンクを通じた移住・定住の促進、最後に、基本目標４「持続可能で活力ある地域づくり」については、防災拠点としての機能の充実と住民サービスのさらなる向上を図るための庁舎建設に向けた基本構想及び基本計画策定、また、ＪＲ奈良線高速化・複線化第二期事業の関連事業であるＪＲ玉水駅の駅舎橋上化を含む周辺整備を実施してまいります。

なお、各事業の実施に当たっては、今後も地方創生関係交付金を十分に活用し、井手町地域創生計画に掲げられた各基本目標の達成に向け、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） ２点目の震災対策についてであります。地域防災計画震災対策編、第１編総則の第４章第２節、地震防災上緊急に整備すべき施設等の各項目の進捗状況につきましては、まず本町の地域防災計画については、京都府地域防災計画と整合性を保ちながら策定しており、地震防災上緊急に整備すべき施設等の取り組む事業として１８項目を明記しております。

そのうち完了しているものとして、小・中学校をはじめ公共施設の耐震補強や砂防施設、防災行政無線、発電機、救護用資機材の整備、また、非常用食糧などの備蓄や、それらを保管するための備蓄倉庫の設置など８項目であります。

また、現在取り組んでいるものとして、防災広場や防災空地の整備、防火水槽の設置、消防活動や緊急輸送のための道路整備、河川の補強、防災拠点

である新庁舎建設への取り組み、住宅の耐震診断や耐震補強への補助など7項目であります。

なお、共同溝の設置や公的医療機関の耐震補強などの3項目については、現在のところ該当がないものであります。

いずれにいたしましても、今後も地域の安心・安全のための防災・減災事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 小笠原保健センター所長。

保健センター所長(小笠原温美) 3点目の子育て支援についてであります。初めに、妊娠期から子育て期の支援につきましては、本町では保健センター及び子育て支援センターで実施しております。

まず、保健センターにおいては、妊娠届の受理や母子手帳の交付、委託による妊婦健診、妊婦訪問、赤ちゃん及び産婦訪問、育児相談、乳幼児の健診などの母子保健に関する事業を実施しております。特に産後鬱の対応につきましては、保健師、助産師が出産前から妊婦訪問でお母さんの不安などを聞き取り、出産や産後の不安の軽減を図り、退院後の赤ちゃん訪問の際には、お母さんに産後鬱に関する質問票を記入していただき、産後鬱や育児不安についての把握に努め、関係機関と連携を図るなどして支援を行っております。

次に、子育て支援センターにおいては、就園前のお子さんの遊び場の提供や子育て相談、保護者同士の交流、イベント講座の実施、一時預かりなどの子育て支援に関する事業を実施しております。また近年では、平成27年度より利用者支援事業を実施し、子育て支援をより円滑に利用できる体制を整備するとともに、住民福祉課においては、平成28年度より子育て短期支援事業や病児・病後児保育事業を実施し、子育て支援を推進してきたところであります。さらに、平成29年度からは、保健センターで母子保健型の子育て世代包括支援事業を開始し、子育て支援センターと連携し、妊娠、出産、育児に関して切れ目のない支援体制を構築していきたいと考えております。

次に、産後ケア助成事業の取り組みにつきましては、産後ケア事業は、産後に心身の不調や育児不安がある産婦、また、その他の特に支援が必要と認められる方で、家族などから十分な家事及び育児の支援が受けられない産婦、新生児等を対象として、心身のケアや育児のサポートなどを医療機関または医療機関との連携を十分にとれる体制で行う事業とされております。方法と

しては、病院等で空きベッドを活用するなどして利用者を宿泊させる宿泊型、日中日帰りで個別または集団でケアをするデイサービス型、助産師等が訪問してケアするアウトリーチ型があります。

現在、本町周辺の医療機関等ではいずれの産後ケア事業も行っておられませんので、本町で産後ケア助成制度を実施することができません。今後も医療機関等の動向を注視してまいります。当面は子育て世代包括支援事業等において産前産後の支援体制の充実を図っていきたいと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田利一議員。

1 番（谷田利一） 1 点目の地域創生の取り組みについては、交付金の申請に大変努力していただいていることを住民一同、感謝したいと思います。今後も事業がスムーズに推進されますように、お願いをしておきたいと思います。

3 点目の子育て支援については、本町においては 29 年度より医療費の 18 歳までの完全無料化に府南部ではいち早く取り組んでいただくなど、さまざまな子育て施策を推進していただいています。その中、子育てナンバーワンのまち井手町を目指すためにも、今回の産後ケア事業にも早期に取り組んでいただきたく、あわせて新生児聴覚検査の推進体制を整えていただくよう要望しておきたいと思います。

2 点目の震災対策については、震災が発生した場合、住民の安全・安心と早期の復旧が望まれますが、今回は避難所における非常電源について再質問いたします。

避難所においては、地震では停電になる可能性が高く、震災の規模により電力の復旧までには早くても数日から数十日を要します。避難所で避難されている住民の不安を解消、特に夜間暗いと精神的に一層不安になります。自家発電装置または太陽光発電での備蓄装置を設置することで、夜間の照明や調光があれば避難住民の安心感が感じられると思います。

本町の避難所は、井手小学校、多賀小学校を含め、8カ所指定されています。災害時に被災者がより安心して避難生活を送るために、最低限必要な食料、飲料水、物資の備蓄とあわせまして、電源の確保も極めて重要であると認識しています。

さきの熊本地震の状況報告にも、文部科学省は、自家発電設備は優先して対策を講じることが必要であると発表しています。避難所に移動式簡易発電機ではなく、自家発電設備の整備が必要と思いますが、本町の避難所ではまだ整備されてないということですが、早急な整備が必要と思いますが、再度見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

震災の規模等によって、その避難者であるとか地域の被災の状況というのが変わるということで、まあケース、ケースになるものと思っております。そのようなさまざまな状況に対応できるよう、現在、保管場所を分散しながら、可動式の発電機を大小10台、井手町では備えております。現在のところ、必要な避難所、ニーズに応じて必要な対応ができるように、まず、これらの発電機を十分に活用してまいりたいと考えております。

しかしながら、今後もさまざまな防災や減災のための事業で検討は常時していかなあかんということと、その取り組みは進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（丸山久志） この際、暫時休憩します。11時15分より再開いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時14分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

中坊 陽議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 8番、中坊 陽です。事前通告しております2点の事項についてお伺いいたします。

一つ目として、JR玉水駅橋上化と今後のまちづくりについてお伺いいたします。

現駅舎は昭和29年に建設され、老朽化が進んでおり、水無区と玉水区の東西地域が分断されており、改善を要望されていまして。町はJR奈良線の

高速化・複線化事業を機にＪＲ玉水駅の建てかえを決定し、平成２７年６月にＪＲ西日本と玉水駅橋上化等工事に関する協定を締結されています。

そこで、本工事の計画と内容に関する質問をいたします。

１、総費用額と町の負担額及び財源について、２、東西の自由通路について、３、バリアフリー化について、４、若年層の意見取り入れについて、５、全体のイメージについて。

次に、多額の費用が必要ですが、ＪＲ玉水駅建てかえは今後のまちづくりに大変重要な事業で、住民の方々から格別な期待が寄せられています。そこで、この事業を今後のまちづくりにどのように活用されようとしているのかお伺いいたします。

２番目として、常備消防の出動協力体制についてお伺いいたします。

昨年１２月２２日、新潟県糸魚川市において約３０時間、建物の類焼面積が約４万平方メートルを超えた大規模火災がありました。直ちに糸魚川市消防本部から出動されましたが、火勢の拡大から、近隣の公共団体への応援要請や生コン組合にミキサー車、国交省整備局に排水ポンプの支援要請が行われました。さらに、新潟県は陸上自衛隊に対して災害派遣要請を行いました。初期消火が間に合わず戸惑ったとの現実があるようです。

このような大火はあってはなりません。本町は京田辺市消防に常備消防委託されていますが、本町の実情では、住宅はもとより山間部での火災が心配されます。

そこで、火災発生時の常備消防の出動体制と、近隣消防や公共団体、各種団体との出動協力体制についてお伺いいたします。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

１点目のＪＲ玉水駅橋上化と今後のまちづくりについてであります。一つ目の総費用額と町の負担額及び財源につきましては、総費用額は約１６億６，０００万円であり、そのうち約１６億４，０００万円を本町で負担することとしており、財源につきましては国からの交付金、京都府からの補助金及び町の単費となっております。

また、玉水駅橋上化と一体となって整備する玉水駅東交通広場につつまし

ては、総費用額約１億円であり、さらに玉水駅東交通広場から府道上狛城陽線跨線橋付近を結ぶ歩行者専用道路である町道１９－８号線につきましても、総費用額約１億円で、いずれも財源につきましては国からの交付金、町の単費となっております。

二つ目の東西の自由通路につきましては、延長約２９メートル、幅員３．５メートルで計画しておりまして、現在、鉄軌道により東西を分断されている地域を結ぶものとして自由通路を整備し、２４時間東西の往来が可能になるとともに、新たに東側からも駅を利用することができ、駅利用者の利便性が飛躍的に向上するものと考えております。

三つ目のバリアフリー化につきましては、京都方、奈良方どちらのホームにもエレベーターを１基ずつ設置することや、多機能トイレなどの設置により、障害を持たれている方やご高齢の方などに対する利便性の向上を図るものであります。

四つ目の若年層の意見取り入れにつきましては、今回の駅舎整備では、将来の井手町を担う若い人たちにふるさとへの愛着を深めてもらう機会になればとの思いから、平成２７年１０月から１２月にかけて、町内在住の中学生、高校生、大学生に参加いただき、３回にわたって駅舎のデザインに関するワークショップを開催してまいりました。ワークショップでは、「桜や歴史を取り入れてＰＲしては」など、毎回、参加者による活発な討論が重ねられ、新しい玉水駅のデザインコンセプトを「井手の桜と歴史の玄関口、玉水駅」として、まとめていただきました。

五つ目の全体のイメージにつきましては、駅舎のデザインは、このワークショップで出されたデザインコンセプトをもとに決定いたしました。特に自由通路内は、井手町を代表する玉川や桜並木の風景を表現し、通勤や通学で利用する住民をはじめ、井手町を訪れる人たちを迎え入れるデザインといたしました。

次に、今後のまちづくりへの活用につきましては、ＪＲ玉水駅の橋上化もＪＲ奈良線高速化・複線化第二期事業の関連事業として取り組んでいるものでありまして、ＪＲ奈良線の複線化は、雇用創出のための白坂地区開発、開発適地拡大のための宇治木津線道路整備とあわせて、本町の最大の課題であります人口減少対策のための重要施策であり、その実現に向けて引き続き取り組むとともに、町の玄関口のリニューアルによる観光振興なども図ってま

いりたいと考えております。

また、今回の駅舎デザインにつきましては、将来の井手町を担う若い世代の意見を取り入れたものとなっていることから、今後利用される方々に愛着と誇りを持っていただき、ひいては井手町に住み続けたいと思うきっかけになればと期待しております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目の常備消防の出動協力体制についてであります。まず、住宅、林野を問わず火災が発生した場合の常備消防の初動体制といたしまして、井手分署の消防ポンプ車1台、指揮車1台で出動し、消防団と連携しながら初期消火に当たっていただいているところでありまして、その後、火災の状況に応じ、京田辺市消防本部から消防ポンプ車1台、指揮車1台、救急車1台、また、北部分署、宇治田原分署からそれぞれ消防ポンプ車1台が出動し、災害防御活動や救助活動をすることとなっております。

次に、近隣消防や近隣地方自治体等との出動協力体制につきましては、消防組織法第39条の規定に基づき、消防事務委託をしている京田辺市において、宇治市、八幡市、城陽市、精華町、相楽中部消防組合、滋賀県大津市、甲賀広域行政組合と消防相互応援協定を締結していただいております。その火災の状況により応援要請を行い、連携を図りながら災害防御活動に当たることとなっております。

さらに火災規模が拡大し、消防相互応援協定を締結している近隣市町の消防力をもってしても防御困難と判断された場合には、京都府内の市町村及び消防の一部事務組合、30団体による京都府広域消防相互応援協定により応援体制が構築されております。また、広域消防で対応できない場合は、自衛隊の災害派遣も要請しながら災害防御活動に努めることとなっております。

以上です。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 1点目の町の負担金16億4,000万余りと聞きましたけど、国また京都府から援助が受けられるということでしたけども、最終

的には町の負担はどれぐらいを予定されていますか。

それと、東西の自由通路についてですけど、29メートル、3.5メートル幅ということなんですけど、今の先に整備されましたJR山城多賀駅の自由通路をイメージすれば、そのような状態になるのでしょうか。その2点について伺います。

それと、2点目の常備消防については、広域的なことで対応するというところで、力強く思ったところでございます。ありがとうございます。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 中坊議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず、負担金の関係であります。自由通路にかかる費用が国からの交付金対象となっております。今後、要望活動等を行い、国・府の支援を得なければなりません。約7億3,000万円の約6割が国費、それ以外の駅舎に係る費用は京都府補助金となっており、約9億1,000万円の3分の1が府費、以上によりまして、国費約4億4,000万、府費約3億円、単費約9億円となります。

続きまして、自由通路についてであります。多賀駅とのイメージということで、イメージにつきましては、先ほど申し上げたとおり、玉水駅につきましては井手の桜と歴史の玄関口をイメージしております。ただ、それと多賀駅が合うのかといえ、多賀駅は多賀駅のいいところ、玉水駅は玉水駅のいいところという形で、全く一緒ではありませんが、イメージとしては、ああいうふうに東から西まで24時間通行できるということでもあります。あと、延長等につきましては、駅の規模なり敷地や設備等がありますので、若干違いはありますが、全体の思いとしては、ああいう自由通路があつて、駅本階、改札口があつてという形の建物になる予定であります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 汐見町長。

町長（汐見明男） 今、担当の方から財源の話がありましたけれども、あれは最大であれだけ国から負担をしてもらえる。これは、今までそれだけの額を確保したことがありませんので、本町にそれだけの額が確保されるように、ことし、来年あたり、国に対して相当要望活動をしなければならないと。

そのことによって、今は、最大でありますそれに向かって努力をする必要があると、このように考えております。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊 陽議員。

8 番（中坊 陽） 今、財源について町長から話ありました。そのようになるように鋭意努力をお願いして、質問を終わります。

議長（丸山久志） 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岡田久雄議員。

3 番（岡田久雄） 3 番、岡田久雄です。事前に通告しておりました 2 点について、質問をさせていただきます。

まず 1 点目は、「災害廃棄物処理計画」策定の推進について質問いたします。

東日本大震災や広島のとろ砂災害、鬼怒川の堤防決壊や熊本地震など、近年は膨大な廃棄物をもたらす大規模な自然災害が全国的に頻発しています。大規模な地震や台風、集中豪雨による災害は、がれき等や水害特有の廃棄物が大量に発生するとともに、交通の途絶等に伴い、一般ごみについても平常時の収集、処理を行うことが困難であり、地震の発生に伴う建物等、被害からのがれきの仮置き場の設置や処理、避難所からのごみ・し尿問題などに対して、事前に十分な対策を講じておくことが必要であると思います。

しかしながら、全国の自治体では災害廃棄物処理計画の策定が進んでおらず、予期せぬ災害に備えた対策が十分とは言えない状況であります。

平成 26 年から 27 年にかけて環境省が実施したアンケート調査（全国の市区町村 99％に当たる 1,716 自治体の回答）によると、全国の災害廃棄物処理計画は、都道府県において 2 割、市区町村においては 3 割しか策定を済ませていないことがわかっています。しかし、近畿ブロックの市町村では、既に策定済みが 44％、策定中が 3％、今後策定予定と回答した自治体が 28％あったと聞いています。

そこで、次のことについて質問いたします。

1、災害廃棄物処理計画策定の京都府及び府内市町村の取り組み状況について。

2、本町では災害廃棄物処理計画を既に策定されているのであれば、その主な概要について。未策定の場合は、策定についての考えをお聞きします。

3、城南衛生管理組合との災害廃棄物の処理等の連携についての考えをお聞きいたします。

次に、ヘルプマークの推進について質問いたします。

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、また妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするよう作成したマークです。

京都府では平成28年4月から、西日本で初めてヘルプマークの配布を開始しています。ヘルプマークがあることで、本人にとって安心、家族・支援者にとって安心、情報を備え、コミュニケーションのきっかけになること、障害に対する理解の促進が期待できます。

本町においても、京都府と連携しヘルプマークの配布をされてはと考えますが、取り組み状況はどのようになっているのでしょうか。また、既に配布されているのであれば、どのように住民に周知されているのか、配布されている場所などについてお聞きいたします。

以上です。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「災害廃棄物処理計画」策定の推進についてであります。一つの取り組み状況につきましては、近年、東日本大震災や昨年の熊本地震など大規模な災害が全国で頻発し、その際に災害廃棄物が大量に発生し、その処理に迅速に対応するため、自治体レベルの取り組みの強化が求められている状況があります。

京都府は今年度、国の平成28年度災害廃棄物処理計画策定モデル事業（近畿ブロック）の公募に申請され、同年11月にモデル地域として選定されたところです。それを受け、京都府内の災害廃棄物及びし尿の発生量の推計や、仮置き場の面積の推計及び理想的な配置に係る検討など、調査・集計をされており、今年度末に推計等のデータをまとめる予定とお聞きしております。また、平成29年度につきましても、引き続き同モデル事業に申請し、想定災害のさまざまな条件下での検討等を踏まえ、平成30年度までに京都

府災害廃棄物処理計画を策定する予定とされているところです。

府内市町村の状況では、京都府に確認しましたところ、記載内容の差はあるものの、京都市、八幡市、京田辺市、亀岡市、福知山市、舞鶴市、与謝野町が自治体独自の災害廃棄物処理計画を策定され、南丹市、京丹波町は船井郡衛生管理組合災害廃棄物処理計画にて策定されているとお聞きしております。

二つ目の本町の災害廃棄物処理計画の策定につきましては、井手町地域防災計画に災害時の廃棄物処理業務等を一定明記しており、有事の際は迅速に対応すべく計画しておりますが、災害廃棄物等の発生量の推計や仮置き場の設定、廃棄物対策組織の体制づくりなど、明記しているものは現在所有しておりませんので、京都府の計画策定事業の中で今年度中にまとめるとお聞きしております災害廃棄物発生量の推計データ等を踏まえて、今後検討してまいりたいと考えております。

三つ目の城南衛生管理組合との連携につきましては、災害廃棄物処理業務について、町の役割として一時集積地の確保と収集運搬、分別業務でありまして、処理については城南衛生管理組合の役割となっております。また、組合でも災害廃棄物処理計画の策定に向け事務を進めているとお聞きしておりますので、今後、組合と十分協議・調整を図り、お互いの役割に応じた連携を行い、災害時の廃棄物処理に取り組む必要があると考えております。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 2点目のヘルプマークの推進についてですが、まず、本町の取り組み状況につきましては、議員ご質問のとおり、内部障害をはじめ、外見ではわかりにくい障害をお持ちの方は、外出時にはなかなか周囲の手助けを得られにくいため、例えば電車の優先座席等の譲り合いなど、援助が必要な方に対し、かばん等につけられるヘルプマークのタグの配布を、京都府と連携しながら平成28年4月から取り組んでおります。

次に、住民への周知につきましては、町広報紙への記事掲載、窓口でのポスター掲示、現物の掲載、チラシの設置及び、京都府により作成された啓発グッズにより周知を図っているところでございます。

次に、配布場所につきましては、高齢福祉課と保健センターで配布を行っているところでございます。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岡田議員。

3 番（岡田久雄） 要望として、させていただきたいと思います。

まず、ヘルプマークの推進の方ですけれども、これは先ほどもお話ししたような方々にとって必要なものでありますけれども、また、高齢者の認知症の方の支援対策にも必要なものではないかなというふうに私は思っています。

ご存じのように、認知症が原因で行方不明になられる方が3年連続で1万人以上を超えている現状があります。警察庁の平成28年6月の報告では、平成27年度において1万2,058人が行方不明となっておられ、そのうち98.8%が所在が確認されていますが、150人は行方不明のままになっているということでございます。

私も平成27年の6月議会の一般質問において、高齢者の認知症対策についての質問において、ヘルプカードの作成を訴えさせていただきました。本町においても、認知症の方も何人かおられると思いますし、また、それらの方々の安心・安全のためにも、ヘルプマークが気軽に入手できるように、介護施設など、多くの高齢者が利用されるところに置いていただくようお願いしたいなと思います。

また、より一層その推進ができていって、皆さんの方に、手元に届くように、広報紙などを通じて、何度かまた周知の方をよろしくお願いしたいと思います。

もう1点のごみ処理の方ですけれども、実は城南衛生管理組合で、2月の管外研修で、ごみ処理対策について勉強してまいりました。そこで、ごみの処理計画の必要を強く感じてまいりましたので、ぜひとも本町においても、先進的に取り組んでおられる市町村をちょっと研究していただいて、より一層、策定に向けて推進していただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（丸山久志） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 木村武壽議員。

10 番（木村武壽） 10 番、木村です。いつもありがとうございます。通

告に基づきまして一般質問をいたします。質問事項、質問要旨につきましては、部落差別解消推進法とヘイトスピーチ対策法についてであります。

去年は、人権に関する法律が相次いで成立をいたしました。その中でも、自民党の二階俊博幹事長議員提出の部落差別解消推進法につきまして、今までに部落問題解決のために、我々は３２年前、部落解放基本法制定要求国民運動井手町実行委員会を、また１５年前には部落解放・人権政策確立要求国民運動井手町実行委員会へと名称を改称し、取り組みを展開してまいりましたが、いずれも実現せずに、これからも新たな広がりとは展開を考えていただけない、感慨深いものがあります。

部落問題をめぐっては、１９６９年制定の同和対策事業特別措置法以来、２００２年に事業は終了、差別意識解消を目指す人権教育・人権啓発推進法が２０００年に制定されたものの、今なお、インターネット等を利用した悪質な書き込みや、地名総鑑の復刻版が計画されたり、予断を許さない状況が続いております。

法律ができたからといって眺めているわけにはいかないと思いますので、この法律を最大限生かした取り組みをお願いいたします。

そこで、この法律ができた経過と、法律の中身、今後の取り組みを問います。また、ヘイトスピーチ対策法についても、法律ができた経過と、法律の中身、今後の取り組みをお尋ねいたします。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 木村議員のご質問には、井手町人権教育・啓発推進本部長であります私の方からお答えいたします。

部落差別解消推進法とヘイトスピーチ対策法についてありますが、まず、部落差別の解消の推進に関する法律につきましては、法律ができた経過ではありますが、同和対策の特別法の失効後も部落差別が続発しており、最近ではインターネット上での差別を助長する差別書き込みや拡散させるような事象も発生しているとのことから、そうした状況を踏まえ、全国各地の部落差別の解消を求める法制定運動の地道な取り組みが行われ、国においては、平成２５年６月に障害者差別解消法、平成２８年５月にヘイトスピーチ対策法の制定に続き、同年１２月９日に部落差別の解消の推進に関する法律が制定さ

れ、12月16日に公布、施行されたところであります。

法律の内容につきましては、第1条の目的で、現在もなお部落差別は存在するとの認識を示し、「基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されない。解消することが重要な課題」としています。また、第3条で国及び地方公共団体の責務を規定するとともに、第4条から第6条において、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、相談体制の充実や教育・啓発、実態調査等、部落差別の解消に向けて努めることとしております。

今後の取り組みといたしましては、まず、「広報いで」におきまして、本法律が施行された記事を掲載して住民周知を行い、さらに国・京都府と連携を図りながら、相談体制の充実や教育・啓発、実態調査等、部落差別解消に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆるヘイトスピーチ対策法につきましては、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別言動、いわゆるヘイトスピーチがインターネット、マスメディア等で大きく報じられ、大きな社会問題となっていました。そうした中、京都朝鮮人学校への在特会による襲撃行為に関する京都地裁をはじめとする一連の司法判断や、国連の人種差別撤廃委員会での勧告などの国内外の情勢を踏まえ、また平成27年6月には本町議会でも法規制を求める意見書の採択も行われ、さらに全国の地方議会においても、国による法整備を求める意見書が相次いで採択されるなどの動きを受け、平成28年5月に成立し、6月3日に施行されたところであります。

法律の内容は、第1条の目的では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題とした上で、その解消に向けた取り組みについて、国等の責務と基本的施策の推進を明記しています。また、第4条では国及び地方公共団体の責務を規定し、第5条から第7条では、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、不当な差別言動に関する必要な相談体制の整備、教育の充実及び啓発活動などの取り組みを実施するよう努めることとしております。

今後の取り組みといたしましては、国や京都府との連携を図りながら、社会における不当な差別言動の解消の必要性について、理解を深めるための啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 要望としまして、今以上の取り組みを、京都府はじめ広域的な団体と協力して、強力な取り組みをお願いして、一般質問を終わります。

議長（丸山久志） この際、暫時休憩します。1時より再開します。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

村田忠文議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 村田忠文議員。

6番（村田忠文） 6番、村田です。事前に通告しておりますのに基づき、一般質問をします。

新庁舎建設における財政支援の活用について。

近年、想像もつかないような大雨や地震などにより、市町村の庁舎が被災している状況を報道などで見受ける状況にあります。本町の庁舎においても、防災拠点の機能が果たせるよう、地震対策として耐震補強工事などを実施されており、また、浸水害対策として、国や京都府と連携しながら河川の補強や内水排除の施策など、さまざまな事業に積極的に取り組んでいただいております。

しかしながら、平成24年の国土交通省の堤防の緊急点検において、本町内の木津川の堤防は浸透などにより崩壊するおそれがあると示されたところであり、万が一、木津川の堤防が決壊すれば、現在の庁舎は約5メートルほど浸水するとのことから、庁舎が防災拠点としての機能を十分に果たすためにも、庁舎移転は喫緊の課題であると考えます。

これまでから、庁舎移転のための費用として庁舎等整備基金を計画的に積み立てられているとともに、平成27年度からは新庁舎建設検討会議が設置され、新庁舎建設に向けた候補地の協議や先進地視察なども着実に取り組まれています。

先日の京都府議会・市町村議会正副議長合同研修会におきまして、昨年4月に発生した熊本地震などを踏まえ、市町村役場が災害発生時においても有効に防災拠点として機能するために、庁舎を移転する場合、国の財政支援が新たに創設されたことの報告があり、本町の新庁舎の建設においても、当該財政支援を活用することで効果的、効率的に取り組めるのではないかと考えます。

そこで、当該財政支援の内容及び本町の庁舎移転について適用があるのか、また、どれぐらいの支援になるのかについて伺います。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 汐見町長。

町長（汐見明男） 村田議員のご質問にお答えいたします。

新庁舎建設における財政支援の活用についてであります。まず、本町の役場庁舎は昭和43年7月に建設され、48年が経過しております。これまでの間、現在の庁舎を今後も利用していくとの考えのもと、住民サービス向上のための増改築やバリアフリー化、防災拠点としての機能を果たすための耐震診断、それに伴う耐震補強などにも取り組んでまいりました。

しかし、平成24年7月の九州北部豪雨において、福岡県や大分県を中心に多くの河川の堤防が決壊し、甚大な被害が発生したことを受けて、同年の9月に国土交通省が行った河川の堤防緊急点検において、木津川の堤防は木津川の砂でできていることから、浸透等により堤防が崩壊するおそれがあると公表されました。しかも、堤防が崩壊しますと、現在の庁舎は5メートル浸水すると想定されており、万が一、洪水害が発生した場合には、防災拠点としての機能が果たせないことから、この間、庁舎移転に向けて計画的に庁舎等整備基金を積み立てるとともに、新庁舎建設検討会議を設置し、候補地をお示しいただいてきたところであります。

庁舎の建設における国の財政支援については、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえて、同年12月から津波対策のための庁舎移転の建設費用に対する財政支援制度はできたものの、堤防が崩壊した場合などの洪水浸水想定区域内にある庁舎移転に対する制度がなかったことから、昨年1年間、総務省や国土交通省などに対して、庁舎移転の必要性や財政支援の重要性などを訴えながら、制度化についてお願いをしてまいりました。

その結果、昨年１２月２２日の閣議決定において、昭和５６年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎を建てかえる場合を原則としながらも、本町のように耐震補強をしても洪水浸水想定区域内の庁舎を移転する場合、財政支援の対象とする制度を創設していただきました。

財政支援の内容については、対象経費の７５％を借入れ、そのうち３０％の元利償還金が交付税措置されることとなっておりますので、計算いたしますと対象経費の２２．５％を財政支援していただけることとなります。

なお、当該制度は平成２９年度から平成３２年度までの４年間であることから、スケジュール的に厳しい状況にあります。この制度を有効に活用できるように、今次定例会に提出いたしております新年度予算に基本構想・基本計画策定のための費用を計上させていただいております。

以上です。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 村田議員。

６番（村田忠文） 今まで、国に対して、いろんな要望で勝ち取られた予算だなど僕は理解しております。ただ、心配なのは、高台に持っていったときに、井手寺跡周辺ということもあろうかなと思うんですけども、そういった場合、史跡とか古墳などが出た場合、この制度に乗るのか乗らないのか、いつの時点まででその手続、申請がすれば、この財政支援を受けられるのかについてお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 汐見町長。

町長（汐見明男） 建設検討会議で、場所は宇治木津線と府道東井手線の交わる付近と、こういうことで示していただきました。

まだ、宇治木津線のルートが定かではありません。今のこの制度を活用しようとしたら、先ほど言ったような年度の期間ということになりますので、ことしの１月の２０日過ぎでしたか、国交省に出向きまして、道路局長などに面談をして、このルートを早く決めてほしいと。そうしなければ、庁舎の建設が進めない、こういうお願いをしてきて、それから、この２月、皆さん方も回答していただいたと思いますけれども、このルートの選定に向けたア

ンケート調査が始まりました。これが、次、この調査結果を受けて２回目の委員会があり、そして、次はまた３カ所ぐらいのルートを示して、そのアンケート調査が、そして３回目の委員会、ここで概略ルートが決まってくると。それまでにこの基本構想、基本計画を策定していくための予算が入っていると。

それを進めながら、概略ルートが決まれば場所がわかってくるわけですので、それから法手続、あるいはそういったさまざまな取り組みにかかっているということです。

今、井手寺跡の話が出ましたが、井手寺跡は井手寺跡で調査も、もうこれ何年かけてしておりますし、そこがその場所になるかも、まだわかっておりませんので、いずれにいたしましても、この制度がうまく活用できるように取り組んでいきたいと、このように考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 村田議員。

６番（村田忠文） 先ほど、予算７５％の３０％、実質２２．５％ということで、１０億の予算であれば２億２，５００万、かなり有利な財政支援かなと思いますので、ぜひともこの支援を活用して、新庁舎早期の実現に向けて、よろしくお願ひしたいと思います。要望で終わります。

議長（丸山久志） 次に、谷田 操議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

９番（谷田 操） ９番、谷田 操です。通告に基づいて、２点にわたって質問をいたします。

１点目は、就学援助の拡充についてです。

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする子どもの貧困対策推進法が２０１４年に施行されました。

この法律の第１０条には「国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする」と、第１１条には「国及び地方公共団体

は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする」というふうにあります。

本町での要保護児童・生徒、準要保護児童・生徒はそれぞれ何人、何%ですか。

子どもの貧困対策推進法の具体化として、本町においても就学支援制度を拡充する必要があると思います。本町では、どのような基準で就学援助の認定を行っていますか。所得基準等があれば、保護者にそれを明確に示すことができますか。さらに申請しやすいように所得基準を拡大するべきではありませんか。

認定に際して民生委員の助言を求めることができるという政令の文言がもう削除されておりますが、井手町では民生委員の助言を今も求めているのでしょうか。

生活保護世帯の要保護児童・生徒のうち、新小学1年生になる児童には4万600円、新中1になる生徒には4万7,400円が、生活扶助の中の一時的扶助として新入学前の3月に入学準備金として支給されております。

ところが、生活保護に準じる就学困難があるとして就学援助を受けている準要保護児童・生徒の場合は、本町では新小1で支給実績として1万9,900円、中1生徒で2万2,900円しか支給されませんでした。国の目安は2016年度、小1で2万470円、中1で2万3,550円と示されているんですが、なぜ本町ではそれを下回る額しか支給されないのか。

しかも、入学準備金でありますから、入学の7月にしか支給されていないというのでは、これでは入学準備金の趣旨が生かされておられません。現在、多数の自治体で前倒し支給が広がっております。本町でも前倒しして、入学前の2月から3月に支給するという考えはありませんか。

そのためには、新入学児童・生徒保護者への就学援助制度の案内を早める必要がございます。入学後に、4月の家庭訪問時に現在ではされていると思うんですが、入学説明会で制度の説明や申請書の配布を行ってはどうか。

また、文科省は新年度から、入学準備金の目安を新小1で4万600円、新中1で4万7,400円と、生活保護での支給額と同額に、倍近くに引き

上げる方針を示しております。この引き上げが決定すれば、本年7月の本町での支給時にも新しい目安額で支給するべきですが、教育委員会のお考えを伺います。

2番目に、水道事業の今後について伺います。

水道法の第1条には、「この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」と定められておりまして、この目的に沿って町の水道事業を進めなければならないのは言うまでもないことです。

本年、町で初めて上下水道事業経営審議会が設けられまして、2月末までに4回の会議が行われました。審議会設置に当たって町からの説明では、値上げありきの審議会ではないという説明がありましたけれども、結局、9月に初回が開かれまして、今後三、四回でまとめるというスケジュールが一番に示されまして、11月の2回目に事務局が、料金改定が必要というような値上げ方向が定められております。1月の3回目には町長から、資金が不足するから赤字解消が必要だという料金改定を求める諮問が出されまして、値上げの三つのパターンが示されるという、まさに値上げありきの審議会になってしまっています。その後、諮問が出されてから2回でもう答申というようなスピード審議になってしまっています。

しかも、原則公開だということをホームページでも書かれているのに、何の個人情報も出てこない審議会なのに、非公開にされています。事務局に伺いますと、委員さんが意見を言いやすいように非公開になったということなのですが、そういう理由であれば、どんな会議も公開できなくなってしまう。値上げという住民に新たな負担を強いることになるのであれば、余計に広く公開をして意見を求めるべきであります。パブリックコメントも行われておりません。非常に非民主的な審議会運営と言わざるを得ません。

本来、経営審議会であれば、町の水道事業経営戦略の策定に関して意見を求めるべきであるのに、これは行わずに、料金値上げのパターンをどの程度にするかという審議に終始するのは、順序が逆ではないでしょうか。まず戦略をつくって、戦略という言葉が公共事業になじむのかという問題がありますけれども、そういう名称を使っておられますので、その戦略達成のために

料金改定が必要かどうかという審議をするのが当然の順序ではないでしょうか。町の水道事業経営戦略の策定の進捗はどうなっていますか。

長期財政シミュレーション作成に当たっては、管路については法定耐用年数を超えた計算でシミュレーションされていますけれども、浄水場などの施設更新も、これまでも法定耐用年数を超えて使ってきた経過がありますし、最大限活用するようなシミュレーションも検討するべきではないでしょうか。

審議会の中で府営水の導入を求める意見もありましたが、町は京都府から府営水導入を求められているというような事実があるのかどうか伺います。

効率のみならず低廉な水の供給、公衆衛生の向上、生活環境改善などの水道法の目的を考慮すれば、口径別料金体系に移行するのであれば、それにあわせて、低所得者向けや多子世帯、在宅介護世帯などに対する福祉料金体系の導入も行うべきではないでしょうか。

最近、白坂はじめ町内に事業所が進出してきているわけですが、町の上水を十分使用していただかず、地下水を活用される例もございます。水を100%地下水源に頼る本町としては、無制限、大量に地下水を取水されることには不安を感じます。一定の歯どめやルールを設ける必要があると考えますが、町の見解を伺います。

以上です。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 松田教育長。

教育長（松田 定） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

1点目の就学援助の拡充についてであります。本町での要保護児童・生徒及び準要保護児童・生徒の人数、割合につきましては、平成29年2月1日現在、要保護児童・生徒は34名、準要保護児童・生徒は18名で、それぞれ7.16%、3.79%であります。

次に、準要保護児童・生徒の認定につきましては、生活保護受給世帯に準ずる程度に生活が困窮し、就学援助の必要があると認められる世帯といった基準に基づき、学校と連携しながら、個々の児童・生徒の生活実態を十分把握し、事務を進めているところであります。

児童・生徒が経済的な理由により就学が困難となることのないよう、ご家庭の実情に即して判断しておりますので、一律の基準を設定して公表するこ

とは考えておりません。

また、準要保護児童・生徒の認定に際しましては、可能な限り生活実態に即した認定を行うためにも、公職である民生委員さんにご意見をいただいております。

次に、新入学児童・生徒への就学援助につきましては、要保護者への援助に対しては国が補助単価等を示しておりますが、準要保護者への支援に関しましては各市町村が単独で実施しておりますので、支給額は市町村の判断によるものであります。

平成２９年度の文部科学省の予算案では、要保護児童生徒援助費補助金の新入学児童生徒学用品費の補助単価が大幅に見直しされておりますので、本町におきましても、既に準要保護児童・生徒への支給額を国の基準で実施することとしております。

支給時期の前倒しにつきましては、児童・生徒のご家庭の実情等を把握した上で認定審査を行う必要があることから、難しいと考えております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇） ２点目の水道事業の今後についてであります
が、本町では、平成２６年度決算審査の意見書において監査委員から、早期に財政の健全化に向けて必要な措置を講じていくべきとの意見を頂戴したことから、平成２８年度に上下水道事業経営等審議会を設置するとともに、経営戦略を策定し財務分析等を行う２点の取り組みを実施してまいりました。

さて、一つ目の水道事業経営戦略の策定の進捗につきましては、成果物の最終調整中であります。なお、水道事業においては、住民の方々に安心して安全な水を飲んでいただくという安定供給の観点が最重要であると考え、シミュレーションを行っております。

二つ目の京都府から府営水道導入を求められている事実はあるかにつきましては、事実はありません。

三つ目の地下水取水への一定の歯どめやルールを設ける必要性につきましては、豊富な地下水をＰＲし、町を挙げて企業誘致を行っていることから、現在のところ考えておりません。

また、パブリックコメントも行われず、非常に非民主的な審議会運営と言

わざるを得ないとのこと指摘ですが、審議会には住民代表としての各種団体や学識経験者より幅広く委員の選出を行っておりますので、パブリックコメントは特に必要だとは考えておりません。

委員の皆さんからは、本町がこれまでから取り組んできた、民間委託に伴う人件費削減や業務改善による費用縮減、企業債抑制による利子負担軽減などの経営努力を評価していただくとともに、人口減少に加え、節水機器の普及等で料金収入が減少する一方、今後、施設の長寿命化や維持更新のための投資、将来発生が見込まれる石綿管の入れかえや老朽管の更新に必要な財源を確保するためには、水道料金の引き上げはやむを得ないと、全会一致のもと意見を取りまとめられ、審議会の答申とされたところであります。

また、平成27年9月定例会において谷田 操議員からも、井手水道などの企業会計に対し、一般会計からの繰り入れはいいのかという発言もありましたように、企業会計の経営に要する経費は料金収入をもって充てる必要があることから、約20年間経営努力を重ねて据え置きしてきた水道料金も、今後の水道の安定供給のためにはやむを得ないことから、本議会に条例の一部改正案を提案しているところであります。

なお、その条例案では、改正後においても、水道料金と下水道使用料を合わせた金額は、京都府内で低い方から4番目という現在の順位と変わりございません。

以上でございます。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） まず、就学援助について再質問を行います。

今のご答弁で、準要保護の方は市町村が独自に基準をつくって支給するんだから、国のとおりにしなくてもいいけれども、今年度は国の基準に合わせて、もうふやすということを決めているということですね。それは大変結構なことではないかと思うんですが、前倒しは難しいというお話なんですけど、少なくとも新中1で、6年生のときも就学援助の対象になっている子については、そのままその6年生時点で既に対象になっているわけですから、6年生の時点で支給することに何ら問題ないわけですね。中1になった時点での収入をもう1回見ないとということではなく、6年生に支給するというふうに

したらいいわけです。

別に、それは国の方は何も、それこそ市町村がやることやから制限を設けてませんし、小学校もそれはそうしてほしいんですけど、現実、まず中学校からお願いしたいというのは、実際幾ら新入学にかかるかという額ですけれども、教育委員会で「ご存じですか、ランリュック幾らか」とか言っても、「いや、知りませんですわ」みたいな話やったんですね。小学校はランリュックですから安いんです。それでも8,000円から9,300円します。ランドセルやったら5万円以上しますけれども、その辺は井手町の場合はランリュックなので安く抑えられている。

しかし、中学校は大変です。男子の学生服、体の小さい子、細い子でも2万4,800円、B体の子だったら2万6,400円します。スラックスが8,700円から9,340円。合わせれば、学生服の上下で3万5,000円ぐらい要るわけですね。女子のセーラー服でも、A体とB体、細いか、ゆったりしてるかで違うんですけれども、1万6,840円から1万7,840円します。スカートが、膝スカートですので高いですね。1万6,400円から1万7,400円します。合わせますと3万5,000円から6,000円ということになりまして、それだけじゃないです。制かばん、大きいのと小さいのを合わせたら6,280円、カッター、ブラウス、夏用の半袖のカッターやブラウス、それから体操服、ジャージの上下だけで9,000円ぐらいかかるわけです。ネーム入れるのに1枚300円ネーム入れしてもらうとか、半袖、半パンツの体操服、上履き1,200円、体育館シューズ3,030円。こういうのを全部合計しますと、中学生では、男子が、一番Sサイズの子でも7万370円、Lサイズの子やと7万8,080円かかるんです。女子は、7万2,640円から7万8,820円かかります。とんでもない出費です。

高いと思うんですけれども、これ、やっぱり商工会の衣料部会の方でそろえていただいていますし、子どもの人数が少ない中で、大量生産できないわけですから、このぐらいの値段になってしまうというのも理解もするわけですね。そうすると、やっぱりこれだけの額を、入学時に最低そろえんならなくても四、五万かかるわけで、そういう額を、どうせ支援していただけるのなら、その払う前に支援しないとあかんのじゃないかと。何も、できない理由はありません。前々年度の所得でやればいいわけでしょう。その次、ま

た新しい所得が確定すれば、新たに申請する子が、中1になってから申請する子がいるかもしれません。そやけど、6年生の子に現状の所得で支給するというふうに考えれば、前々年度の所得でやればいいわけでしょう。前倒しできないという理由がわかりません。ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、所得基準の公表ですけれども、やはり保護者にとっては、自分の家庭の状況で対象になるのかどうかということで、遠慮があると思うんです。明確な所得基準が示されていれば、うちでも本当に生活苦しいんですけど対象になるでしょうかと申し出やすいと思いますので、ほとんど今はそういう基準を明確に示しておられる市町村が多いですので、井手町でも一步踏み出していきたい。

民生委員の助言については、これは政令で民生委員の助言を求めることができるという文言がもう削除されているんですよ。だから、やったらだめですよ。民生委員さんの助言を求めることで、またハードルが一つ高くなる。地域の民生委員さんのところへ行行って説明をしないといけないというようなことが申請される方には出てまいりますので、政令で削除されているものを、わざわざ井手町で独自にやる必要はないんじゃないか、こんな小さな市町村で子どもさんの実態は十分つかむことができると思いますので、これはもう、ぜひ廃止していただきたいと思いますが、いかがですか。

次に水道事業ですけれども、全国的な話で、どこの水道事業体も経営が大変だと。そんな中で、あちらこちらで、福岡の博多の駅前の陥没事故も記憶に新しいですが、京都市内でも大規模な漏水事故が起こったりとか、報道されているとおりで、全国どこでも施設更新のお金がない、おくられているわけですね。全国平均の管路の更新率が1%を切っていますので、0.7%ぐらいしか毎年更新されてないから、130年かからないと水道管を更新できない。法定耐用年数40年だと言うけれども、そんなんとてできないというのが現状の日本中の水道事業者の困っている問題なんです。だから、適正な料金を徴収しないといけないということもわかるんですが、やはり住民の方に十分説明をして、ほかに努力のしようがないのかということをおわかってもらわないで、簡単に引き上げというわけにはいかないなど。

ありとあらゆる方策を検討してほしいという中で、例えば工業用に使われる水道、水道法の福祉的な公衆衛生、生活環境改善という、そういう目的か

らしたら、やっぱり営利目的で使われるところとは一線を画したっていいんじゃないか。営業用の料金体系を今回なくそうという答申になっていますけれども、そこのところはやっぱり営業用としては特別な負担を求めても、これだけ井手町の水道の会計がしんどいと言わはるのやったら。豊富にあつて、安いのをどんどん使ってくださいというのやったら、いいですよ。せやけど、そうはいかないと今言うてるんやったら、やっぱり営業用のところからは適切に負担を求めて、もらうことが必要じゃないか。

それをやると、地下水に企業の方も移行してしまうと。そしたら、地下水源を守るためにも、やはりルールを設けないと、いくら豊富に水がある井手町だといっても、どんどんどんどん無制限というわけにはいかないでしょう。これからどういう企業が進出してきはるかとか、水はどのくらい使わはるかとか、わからないじゃないですか。それを売りにしているというたら、余計、みんな水を使わはる企業が来はるわけで。そういう地下水源の利用についての新たな負担を求めたりして、それを水道事業の方に還元できるようなやり方を考えるとか、また、誘致して来てもらった会社には、町の上水をしっかり使ってもらうようにお願いします。そういうこともやった上で、どうしても足りないから、足りないからというか、資金ショートするというようなことになったら大変やからというふうなことで、全体的な会計を考えるというのやったら、またそれもやぶさかではないと思うんですけども、今回の審議会に出されたような案でいけば、営利企業も一緒というのは、ちょっと納得できないという面もあるんですが、いかがですか。

それと、具体的に一つお聞きしたいのは、これ以上、井手水の供給人口が減って、5,000人を切ったらどうなるのか。5,000人を切ったら、井手水も自動的に簡易水道ということになるんでしょうか。その点はちょっと具体的にお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 松田教育長。

教育長（松田 定） 再質問にお答えいたします。

1点目の時期の前倒しについてであります。既認定者も含めて、年度ごとに認定事務を行っておりまして、2月、3月時点で生活実態に即した認定

を行うのは難しいと考えております。特に直近の経済状況を把握しがたいことや、学校というのは3月、年度末、年度初めに転出入というようなことも考えられますし、それより市町村をまたいだ事業でございますので、そういった面で課題が大きいかと思っております。

次に、いわゆる基準についてであります。先ほどもお答えしましたように、それぞれ児童・生徒の学校生活や生活の実態を十分学校と連携しながら把握して、学校納金の状況とか、学用品や通学用品等が不自由してないとか、家庭訪問等もしながら把握して進めておりますので、そういう生活実態に即した認定ということをご心掛けておりまして、一律に基準を公表するということは考えておりません。

三つ目ですが、民生委員さんの助言につきましては、そのように学校と教育委員会は連携を進めておりますが、我々だけでなく、きっちりと状況把握も、地域のいわゆる公職である地元の民生委員さんにご意見をいただくことが、より公平・公正な認定につながるのではないかと、このように考えておるところでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇） 谷田 操議員の再質問にお答えいたします。

まず、営業用料金使用者についてのご質問というかご意見についてですが、今回の改定におきましては、口径別体系へ移行しておりまして、その目的としましては、水道料の料金の負担の公平性の確保というのが目指しておるところでございます。現行の営業用の料金というのは家事用よりも高く値段が設定されておりまして、20ミリのメーター使用で1カ月当たり20立方メートルの場合で比較しますと、税抜きでしたら、家事用の2,494円に對しまして営業用が5,265円と、家事用に對しまして営業用は、額にしますと2,771円割高になっていまして、率にすると2.11倍の料金が現状となっております。負担の公平性を確保するために、今回、口径別へと移行するものでありまして、営利目的ですとか営業用の料金で使用者を優遇するということではございません。

蛇口から出ております水道水というのは、一般の家庭におきましても、事業者さんにおきましても、同一の水道水というのを町の方から供給しており

ので、料金に格差をつけ差別化を行わないということで、今回、負担の公平性を損なうものというふうに考えております。

それと、地下水の取水についての話ですけれども、現在、地下水を取水している企業に対しまして、応分の負担を求める法律というのはございません。京都府内には、地下水の枯渇の防止ですとか、地下水の資源の保全、生活用水等の確保を目的として条例等を制定されている自治体もありますけれども、それは地下水の取水の制限を目的にされている状況でございます。先ほども申しましたとおり、本町では豊富な地下水というのをPRして企業誘致を現在行っておりますので、現在のところ、応分の負担を求める考えというのはございません。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸） 谷田議員のご質問の、5,000人を切ればどうなるのかというご質問でございますけれども、上水道への移行が5,000人以上という規定でございますので、必然的に簡易水道に戻らざるを得ないということだと思っております。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 就学援助の件で、前倒しができないと、直近の生活事情等をしっかり見なあかんということも言わはるんですが、生活事情を見れば、生活が苦しいから就学援助を受けてはる家庭が、5万から7万円ものお金を2月、3月に特別に入学のために用意せんなんということになると、後々の生活にすごく響くわけですね。借金をしたり、ほかのことを切り詰めて、子どものことですから必ずそろえてあげはりますよ。お古をもらってきたりとか、いろいろ考えはりますけれども、それはすごく生活に影響を与えることなんですね。7月に準備金としていただけるんやったら、やっぱりその準備のときに支給するというのは当然のことやと思いますし、今、どんどんそういう動きは広がっています。

東京なんかは、もう半数ぐらいでそういうふうになってきていますし、京都府下でも木津川市は、ことは7月じゃなくて、とにかく5月には出しますとか言うてはるらしいですけども、所得の把握ができなければ出せないと

いうことであれば、それは5月も難しいんじゃないかと思うんですけど、どういうふうにしはるのかわかりませんが、やっぱり趣旨を生かしていただくと。6年生に、2月ぐらいの状況を見て、今援助を受けている子にはまず中学の分は先に出してあげるというのは、すぐにできると思います。保育園の子には、今すぐできなくても、またやってあげてほしいなというふうに思います。

それと、民生委員さんの意見があって、決定が覆るとか、そういうことはないと思うんですよ。そやけど、国の要保護児童の場合の規定で、民生委員の助言を求めることができるというのがなくなってるんですよ。だから、市町村で独自に準要保護の子に支給する場合に、井手町はやっぱり民生委員の助言を求めますというのは、ちょっと時代おくれというか、国の動きからもおくらしているんじゃないかと思いますから、それはぜひ検討を再度お願いしたいと思います。

あと、水道の話で、やっぱり人口が減っていくと運営が大変になるというのはわかっているんですが、水道会計は独立会計だから、一般会計から入れるのは大丈夫なんですかというような質問をしたことがあるというお話ですけども、どんどん状況が変わっているわけですね。震災が相次いで、その備えのために耐震化しなあかんというようなことで、国も耐震化なんかについては補助金を出すというふうになってきていますし、これだけ人口が減って経営が大変やというのは、井手町という水道事業者の怠慢のせいなのか、それとも、住民の人たち、利用者の責任あるのかと言われたら、そうとは言い切れない問題があるわけですね。それは、最終的には国が出しても国民負担になるという点は変わりませんが、このままでは大事な水の維持ができないという状況に全国的になっているわけで、それはもう国も考え直さなあかんと思うんです。国庫補助をどうやって入れていくかというようなことを求めていく、ぜひ町長も、町村会でいろんなことを国に要望されておりますので、水道事業の維持ということでいえば、国の補助ということもできるような仕組みを考えてほしいという要望もぜひしていただきたいということを述べて、質問を終わります。

議長（丸山久志） これで一般質問を終わります。

次に、日程第5、議案第10号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第10号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより、議案第10号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第10号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。したがって、議案第10号は同意することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時49分

議長(丸山久志) 休憩前に引き続き、再開します。

日程第6、議案第11号、井手町教育長選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第11号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより、議案第11号、井手町教育長選任につき同意を求める件を採決します。

議案第11号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手多数です。したがって、議案第11号は同意することに決定しました。

ただいま教育長に選任されました松田 定君より、皆様方にご挨拶したい旨、申し出がありますので、これを許します。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 松田 定君。

教育長(松田 定) 貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは教育長としてご同意を賜りまして、改めて身の引き締まる思いをいたしております。微力ではございますが、井手町教育の振興のため精いっぱい頑張る所存でございますので、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(丸山久志) 松田教育長、今後ともよろしくお願いします。

次に、日程第7、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子)

(諮問第1号を朗読説明)

議長(丸山久志) これをもって提案理由の説明を終わります。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を採決します。

諮問第1号に意見なしとすることに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。よって、諮問第1号は意見なしと決定いたしました。

日程第8、議案第3号、井手町子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 小川保健医療課長。

理事(小川淳一)

(議案第3号を朗読説明)

議長(丸山久志) これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) まず、この拡充で対象者が何人から何人にふえるのか。それと、影響額ですね。これまでは子育て支援医療費にこれだけ年間かかっていたけれども、これを適用して幾らふえることになるのかが1点。

それと、条例の、ページ数でいいますと2ページの第2条に子どもとか保護者の定義があるんですけども、児童生徒じゃなくて子どもにしたわけだから、必ずしも学校に在学していなくてもいいわけですね。それはわかるんですけども、じゃ、子どもというものの定義ですが、18歳までというと、18歳を超えれば結婚できる年齢にもなるわけですが、16歳でも結婚できる。結婚したら未成年でも民法上は成人になりますから、そういう場合でも、例えば18歳の夫婦が、独立した生計を営んではるような人たちが子どもとしてこの医療費の助成を受けられるということになるのか。

それと、結婚していなくても、18歳を超えても3月まで対象になれば、働いて所得もあるというような子もたくさんあるかもしれないですね。そういう場合でも保護者に対して支給するわけですから、自分で税金を払っているような所得のある子の、例えば同居であっても、親が保護者であって、親に支給するということになるのか、あるいは、別居していたら、誰が親なのかとか、そんなの調べるのも大変やと思うんですけども、そういう対象はわずかかかもしれませんけれども、どういうふうに考えておられるんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 小川保健医療課長。

理事(小川淳一) ただいまの谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回拡大しました18歳までの部分については、196人を見込んでおります。以前からの対象者との合計で何人かということでありまして、以前は、平成28年12月末現在で103名でございます。今回、年齢拡大部分については196名。それと、今回の対象者についての拡大部分

の金額ですけれども、平成２９年度当初予算にて計上させていただいておりますことをご答弁とさせていただきます。

それと、３点目の婚姻の部分ですけれども、先ほど議員おっしゃいましたとおり……。

議長（丸山久志） 谷田議員、額に関しては委員会の方でやらせてもらいますので、よろしいですか。

９番（谷田 操） はい。

理事（小川淳一） ２ページの対象の関係で、子どもで、今回１８歳まで拡大ということで、婚姻されている方もあるということで、議員がおっしゃいます、婚姻されますと成人ということでありまして、この方につきましても、今回該当するというようにして考えております。また、就労の関係につきましても、所得の関係のことをおっしゃっていたかと思うんですけども、そういった就労の関係につきましても、所得制限等設けてございませんので、今回拡大する部分について該当をするものと考えております。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

谷田 操議員。

９番（谷田 操） 例は、結婚して成人になられている方とか、わずかやと思うんですけども、民法上成人に達した人を子どもと定義するというのは非常に無理があるんじゃないかなと。それと、もちろん所得制限は設けてないですよ、従来から。だから、それは今回も保護者に対しては設けてないですけど、本人が所得があるなんていうのは今まで想定できなかったわけですよ。本人が所得があって独立の生計を営んでいたら、その人をさらにまた保護している人、保護者というのを認定して、その人に支給するというのは何か非常におかしいんじゃないかなと思うんですけども、十分また検討してもらいたいと思います。

別件で、第３条に子どもの保護者及び別に規則で定める者を対象にするという、その別に規則で定める者というのは、どういう人のことを想定しているのか。

もう１点が、４ページですけど、第６条の受給者証の提示の件ですけれども、これまでの旧条例だと、医療保険各法に定める保険証とともに受給者証を示さなアカンとなってるんですけど、このまま読めば、保険証を持っていなくても、この受給者証さえあれば、この支援医療費の対象になると。た

だ、医療機関が保険証を持ってこいと言わはると思うんですけど、なぜそれを聞くかという、親が転職したり保険が変わったときに、なかなか保険証が手元に来ないということがあるわけです。会社によったら1カ月ぐらい待ってくれとか、そんなことがあって、手元に保険証がないけど医者に行きたいというような、子どもは待ったなしやから、そういう例はよく聞くんです。もし、これ、保険証を見せんでも、この受給者証だけでオーケーやと井手町は言うてるとこのやったら、医師会なんかと相談してもらって、これがあれば、受給者証を出すときにちゃんと保険証を確認してるんやから、見たってほしいというようなお願いを医師会とするとか、そんなこともしてもらえんやったらいいかなと思うんですが、なぜ、保険証は一緒に示すというのが今回なくなっているのか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一） ただいまの谷田 操議員のご質問にお答えします。

先ほどの答弁とも関連してきて、私の答弁不足でありましたけれども、保護者及び別に規則で定める者という部分でございますけれども、これにつきましては、18歳以下の既婚者の場合を想定しておりまして、この場合に、申請をしていただく場合、これまででしたら保護者、監護している方という形で来ておったわけですが、今回、先ほど申しました、18歳以下でも既婚者がございますので、そういった方につきましては、本人の申請という形を考えておりまして、別に規則で定めるということを考えております。

それと、保険証の提示でございますけれども、これにつきましては、以前は医療保険各法に定める保険証とともにいうことを記載させていただいておりましたけれども、こちらの方をいろいろと調べさせていただいた中で、保険医療機関で受診をするということは、前提に保険証を持って受診される、その際に、本町の受給者証を提示していただくことによってこの子育て医療を利用いただけるものということで、この医療保険各法というところを今回削除させていただいたということでございます。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 谷田議員さんからご質問いただいておりますが、民法の成人扱い、また個人の所得扱いについて、この条例でそのように定めるこ

とは反対やということをおっしゃっているのか。これは、私どもは、18歳に達する3月31日まで、いろんな例外規定はあろうけれども、子どもたちの医療費を無料にという趣旨で行っておりますが、こんな場合はどうや、こんな場合はどうや、これは外せという意味で言うてはるのか、そこら辺の真意をお聞かせ願って、今後、規則で検討するときに議会側の意見として参考にさせていただくのに、反対なのかどうかお聞かせください。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 理事者の方に反論権はないと思いますが、私の質問の追加ということで、あれですけれども、18歳で既婚であっても、まだまだお若いご夫婦であれば大変生活も大変やろうということも想像もつきますし、そういう対象にされるというのであれば、それはそれでいいんじゃないかと思うんですが、所得に関しては、本人が働いて所得があるのに、保護される存在でなくなるのに支給するのかと、それについては、やはり私は非常に違和感を感じます、それは私の意見ですけど。

それと、根本的に、この条例の目的が変わったので、条例の名称も変えたらどうなんやと思うんですけれども、第1条の目的が、子どもを産み育てる環境づくりの一環というのを、今回は子どもの保健の向上、福祉の増進というのを目的に変えられるわけやから、子育て支援医療ではなくて子どもの保健福祉医療費の助成とか、そういうふうにごこの際、変えはったらどうなのかと思うんですが、そういう議論はなかったんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一） ただいまの谷田 操議員のご質問にお答えします。

課内においては、今回、この子どもというふうに言いかえることについて、議員おっしゃっているその名称につきましてもいろいろと議論してまいりましたけれども、基本的にまず京都府の制度があって、井手町独自の部分をここにプラスしていくということからも含めまして、この子育て支援医療でいいのではないかという判断で本条例の提案をさせていただいております。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第3号、井手町子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時23分

議長(丸山久志) 休憩前に引き続き、再開します。

日程第9、議案第8号、井手町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 森田上下水道課参事。

上下水道課参事(森田 肇)

(議案第8号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第8号、井手町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第 8 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 12 号、平成 28 年度井手町一般会計補正予算(第 6 回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(議案第 12 号を朗読説明)

議長(丸山久志) 続いて、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中村建設課長。

理事(中村秀一)

(主な事業の説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9 番(谷田 操) ページ数で 8 ページ、9 ページ、歳入の方ですが、消防団資機材購入について、府の補助金が減額になって、町債の方は増額になっているんですけども、これは、府の補助金がもらえるつもりだったけどもらえなくなったということなんでしょうか、説明をお願いします。

続いて 10 ページ、公共下水道への繰出金が大幅に減額になっている理由は何でしょうか。

続いて 12 ページ、新規就農者確保対策事業ということで、交付金なんだろうかと、全額国・府から出ているお金 150 万円というのは、これはどういう方にどういう事業で交付するものなんだろうかと。

同じく 12 ページ、町営住宅長寿命化改修が上がっていますが、繰り越しということで、来年度へ向けてやるんでしょうけど、これ、どこの町営住宅

ですか。どの場所かわかるように説明をお願いします。で、どういう改修をされるのか。それだけです。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

消防団資機材購入の府補助金の関係でございますが、当初、府補助金ということでの予算計上をさせていただいておりました。消防団の資機材ですので、今回、小型ポンプを購入した費用でございますが、そちらについて、府補助であれば５０％であったということなんですけれども、私どもの方で、緊急防災・減災事業債という起債を借りることが可能だという情報を得まして、こちらにつきましては、１００％の充当で７０％の交付税が算入される、交付税で返ってくるということです。ですから、こっちの方が有利ですので、そちらに財源を組み替えているということで、今回の予算計上をさせていただいているということでございます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 町営住宅の長寿命化についてのご質問であります。

今回予定してます補正で上げておりますのは、北１号棟、中耐４階建ての分でございますが、内容については、外壁、ベランダ、屋根等の経年劣化によります外壁等改修でございます。なお、２７年度、２８年度、２棟ずつ終えまして、２９年度に残り２棟をやる予定でございました。それを、２８年度最終補正で補助金の確保等有利にできるということから、北１号棟については２８年度３月の補正でということで、なお、２９年度当初予算で南３号棟を予定しているところでございます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 新規就農者確保対策事業の関係で、どういう方にどういう事業かというご質問にお答えいたします。

こちらの対象者につきましては、独立自営就農時の年齢が原則４５歳未満であり、農業経営者となることに強い意欲を持っておられる方ということと、農地の所有権または利用権を給付対象者が有されていること、また、給付対

象者が農業経営に関する主宰権を持たれている方、また、青年就農計画の認定を受けられている方、また、京力農場プランに位置づけられた農業者、または位置づけられることが確実とされるような農業者を対象としております。事業の中身につきましては、経営が不安定な就農直後の５年以内の所得を確保するということで、給付金として交付するものであります。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸） 公共下水道への繰出金のご質問でございますけども、私ども、下水道の補正予算を出しておるんですけども、この２８年度のいろんな事業の精算等々で、３月の一般会計からの繰入金の締めをしたところ、これだけが余ってきたということで、今回の繰出金の減額となったところでございます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

９番（谷田 操） 先ほどの新規就農の方に対する補助というのは、これ、１５０万円というのは、お１人の方に１年分ということですか。５年以内というのは、１人の方の５年分ですか、どうなるんでしょう。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） １５０万円につきましては、１年間の給付額となっております、新規就農直後５年以内の給付となっております。１名でございます。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第１２号、平成２８年度井手町一般会計補正予算（第６回）

を採決します。

議案第 12 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 13 号、平成 28 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 小川保健医療課長。

理事(小川淳一)

(議案第 13 号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

谷田 操議員。

9 番(谷田 操) 6 ページ、歳出の方で、主な補正の中身、最初に言われた国保の総合システムの負担分というのはどれなのか。

あと、償還金 1,600 万余元というのはかなり大きいと思うんですけど、過年度の分を返すのだけがこれなのか、特定検診の分で何か返さなあかんというのはどういうことなのか、ご説明をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 小川保健医療課長。

理事(小川淳一) 谷田 操議員のただいまのご質問です。

まず 1 点目の国保総合システムの端末機の更新につきましての補正 29 万 8,000 円でございますけれども、これは連合会と直接つながっております端末機でありまして、今回、端末機の更新時期ということで、更新をさせていただく端末機の費用並びにそれに必要な作業部分で、負担金として国保連合会にお支払いするものでございます。

2 点目の償還金につきましては、平成 27 年度の療養給付費等負担金の返還金、こちらの方が 1,485 万 8,952 円の返還、それと、同じく 27 年度の特健診の返還金、これが国と府とありまして、どちらも 79 万 8,

〇〇〇円の返還金が生じたものであります。この償還金については、全て確定に伴うものでございます。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第１３号、平成２８年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第４回）を採決します。

議案第１３号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

日程第１２、議案第１４号、平成２８年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第１回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇）

（議案第１４号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第１４号、平成２８年度井手町多賀地区簡易水道事業特別

会計補正予算（第１回）を採決します。

議案第１４号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

日程第１３、議案第１５号、平成２８年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一）

（議案第１５号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第１５号、平成２８年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２回）を採決します。

議案第１５号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

日程第１４、議案第１６号、平成２８年度井手町介護保険特別会計補正予算（第３回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）

（議案第１６号を朗読説明）

議長（丸山久志）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第１６号、平成２８年度井手町介護保険特別会計補正予算（第３回）を採決します。

議案第１６号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　挙手全員です。したがって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

日程第１５、議案第１７号、平成２８年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第２回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田　肇）

（議案第１７号を朗読説明）

議長（丸山久志）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第１７号、平成２８年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第２回）を採決します。

議案第１７号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は３月１０日午前１０時から会議を開きます。

散会 午後 ３時０８分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 丸 山 久 志

署名議員 古 川 昭 義

署名議員 谷 田 操